

管内概況

令和4年版



国土交通省

九州運輸局 福岡運輸支局

目次

I 福岡県の概況

1 地勢	1
2 福岡県の人口	1
3 福岡県の交通インフラ整備	1
4 福岡県における主要交通網の概況	2

II 管内の業務別概況

1 企画調整・総務企画関係業務	
・福岡県における地域公共交通確保維持事業の取り組み	3
・福岡県における倉庫の概況	7
・旅客輸送の概況	8
2 輸送関係業務	
・乗合バスの概況	9
・貸切バスの概況	10
・レンタカーの概況	10
・タクシー輸送の概況	11
・トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡県地方協議会	14
・貨物事業の概況	14
3 監査関係業務	
・自動車運送事業の監査の概況	16
4 登録関係業務	
・自動車登録の概況	19
5 整備・保安・検査関係業務	
・自動車検査制度及び点検整備制度の概況	29
・自動車整備事業の概況	30
・自動車の事故・公害関係の概況	31
・街頭検査の実施状況	32
6 海事関係業務	
・運航関係事業の概況	33
・船舶関連事業の概況	37
・船舶登録の概況	38
・モーターボート競走の概況	39
・船舶検査業務の概況	40
・船員関係業務の概況	40
・船員労働安全衛生関係業務の概況	41
・海技資格及び水先関係業務の概況	42
・船員職業安定関係業務の概況	42
・運航労務監理官関係業務の概況	43
・外国船舶監督業務の概況	44
7 独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部関係業務	
・独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部の仕事	45

III 運輸支局等の概況

1 沿革	
・福岡運輸支局等の概況	48
・福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革	49
・若松海事事務所の沿革	50
2 主な所掌事務	
・福岡運輸支局等の主な業務内容	51
3 管轄区域	52

1. 地勢

福岡県の北部には、玄界灘、響灘、周防灘が、南西部には有明海が広がり、三郡山地、筑肥山地、耳納山地などの山地や、筑後川、遠賀川、矢部川などの川があります。川沿いには平野が広がり自然に恵まれています。九州の北に位置する本県は、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占めています。

福岡、東京間880キロメートルに対して、福岡、上海間は890キロメートルとほぼ同距離にあり、福岡、ソウル間は540キロメートルと、朝鮮半島や中国大陆に極めて近い位置にあります。

福岡県の面積は、約4,987平方キロメートルで、全国29位の大きさです。(令和4年度)

2. 福岡県の人口

福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を持つ福岡県の人口は、令和5年2月1日現在511万516人です。また、福岡県には29市、29町、2村があり、これら60市町村(令和4年4月1日現在)は地理的、歴史的、経済的特性などから、「北九州」「福岡」「筑後」「筑豊」の4地域に分けられています。

3. 福岡県の交通インフラ整備

(1) 道 路

主要国道として、北九州から福岡を経由して県の西側を南北に縦断する国道3号線の外、県の東側に国道10号線があり、国道200号、201号、209号、210号などが縦横に整備されています。

高速自動車道は、国道3号線にほぼ並行するように北九州～福岡～久留米を経由して南北に縦断する九州自動車道、鳥栖から大分方面に県南部を東西に大分自動車道が、県西部には西九州自動車道、県東部には東九州自動車道が開通(平成28年4月)しました。

都市高速道路は、福岡市と北九州市に整備されており、福岡市においては、市西部から南部を経由する外環状線(福岡高速5号線)が平成24年7月に全線開通し、放射環状型の自動車専用道路ネットワークが整備されています。令和3年3月27日には平成28年度から整備が進んでいた福岡高速6号線(アイランドシティ線)が開通しました。

また、令和3年6月に令和3年度を計画初年度として(1)広域道路ネットワーク計画、(2)交通・防災拠点計画、(3)ICT交通マネジメント計画からなる「新広域道路交通計画」が策定されています。

(2) 鉄・軌道

新幹線は、山陽新幹線が北九州から福岡まで整備されているほか、九州新幹線鹿児島ルートが平成23年3月に全線開業しました。西九州ルートについては、平成24年6月に武雄温泉～長崎間を一体的な事業として工事実施計画が認可され、令和4年9月23日に開業しました。

JR線は、国道3号線沿いに鹿児島本線、国道10号線沿いに日豊本線があり、その外、筑豊本線、久大本線、筑肥線、日田彦山線、篠栗線が整備されています。

また、「平成29年7月九州北部豪雨」により被災した日田彦山線添田駅～夜明～日田駅間について、BRT(バス高速輸送システム)で復旧することが決定されており、令和5年夏の開業に向けて作業が進められています。

民鉄線としては、西日本鉄道が太宰府線、甘木線の支線を含めた福岡から大牟田までの天神大牟田線、及び福岡から新宮町までの貝塚線、筑豊電気鉄道が北九州(黒崎)から直方まで、第三セクターとして、甘木鉄道が甘木から佐賀県基山まで、平成筑豊鉄道が行橋から直方まで整備されています。

また、都市鉄道・軌道として、福岡市内には地下鉄線が3路線、北九州市内にはモノレール1路線が整備されており、地下鉄七隈線は令和5年3月27日より天神南駅から博多駅まで延伸開業予定となっています。

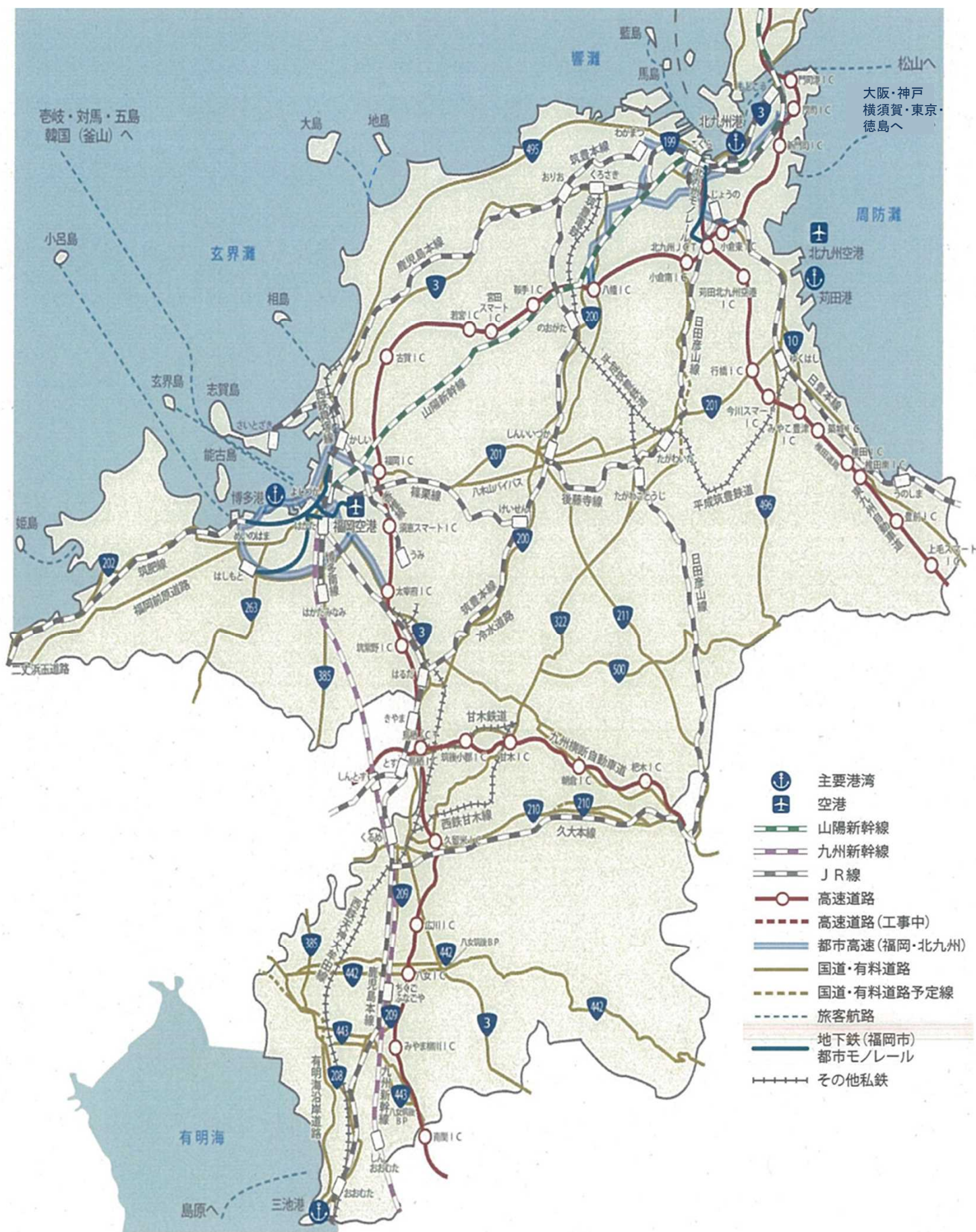
(3) 港湾・空港

港湾は、国際拠点港湾の北九州港と博多港、重要港湾の苅田港と三池港があり、北九州港には太刀浦、ひびきコンテナターミナル、博多港はアイランドシティ、香椎パークポートのコンテナターミナルが整備拡張されています。

空港は、福岡空港と北九州空港があり、北九州空港は24時間対応型の海上空港として整備されています。

また、福岡空港は国内線側の平行誘導路二重化事業が令和2年1月に完了し、現在は、滑走路増設事業に着手し令和7年3月31日の供用開始に向けて事業を実施されています。

福岡県における主要交通網の概況



企画調整担当

— 3 —

令和5年度概算決定額
20,692百万円（前年度1.00倍）

地域公共交通確保維持事業 （地域の実情に応じた生活交通の確保維持）

○地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
- ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援

○離島航路・離島航空路の運航

- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

○エリア一括協定運行 **新設**

- ・交通事業者が一定のエリアを一括して運行（**エリア一括協定運行**）する場合における長期安定的な支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 （快適で安全な公共交通の実現）

- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域の鉄道の安全性向上に資する設備の更新
- 障害者用ICカードの導入 等



地域公共交通調査等事業

（持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定）

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査
- ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、**協議会の開催、調査事業、実証事業**等を支援（地域公共交通再構築調査事業）**新設**

※エリア一括協定運行事業

背景・必要性

- 路線バス事業等は、主に民間の交通事業者が主体となり、行政が運行サービスに対して**赤字補填を行い維持**。
- こうした手法は、地域における路線維持に効果がある一方、**事業改善インセンティブ**の課題や**利用者減少局面における赤字拡大等、持続可能性に懸念**。

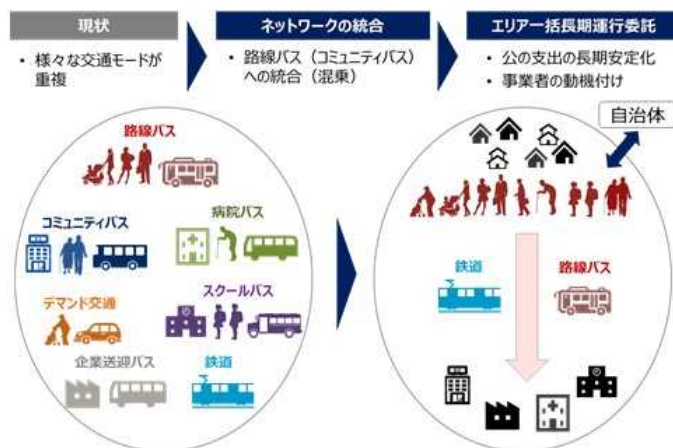
概要

⇒ 自治体と交通事業者が**協定を締結し、一定のエリアについて一括して運行する事業**に対する補助制度を創設

- 地域の協議会における議論を踏まえ、**自治体と交通事業者**との間でサービス水準（運賃、路線、運行回数）、自治体の費用負担、官民の役割分担等を内容とした**協定を締結**。
- 自治体は、事業者に対し当該運行に対する「**交通サービス購入費用**」としての対価を支払い、事業者は**協定に基づき複数年にわたり運行**。
- 国は、事業初年度に**事業期間全体の支援額を明示し、期間を通じて予算面で支援**。

- メリット①：コンパクト・プラス・ネットワークを高質化・多様化
- メリット②：地域全体としての中長期的な経営戦略が可能
- メリット③：ネットワークの統合により生産性を向上
- メリット④：事業者と自治体が連携して地域交通を改善するインセンティブを付与

官民連携によるエリア一括協定運行事業のイメージ



4. 先進車両導入慣例事業の創設

令和5年度概算決定額
総政局1,500百万円（新規）
観光庁 200百万円（新規）

地域公共交通の再構築のため、鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両、GX/DX車両等、**先進的な車両を導入等**する場合において、導入等の目的に応じて支援ができる事業を創設。

1. 先進車両導入支援等事業

鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両など先進的な車両導入や、その機能改良・高度化についての実証研究等を支援することにより、より持続可能で利便性・生産性の高い地域交通へと再構築を図る。

（対象事業）先進的な車両の導入・機能改良等に関する経費

2. インバウンド先進車両導入支援事業（ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業）

省エネ性能や経営効率化に寄与する先進的な車両であって、観光コンテンツとしてのインバウンドの魅力向上に資するような観光車両等を導入することにより、まちづくり・観光政策に寄与し、持続可能で利便性・生産性の高い地域交通へと再構築を図る。

（対象事業）先進的な車両※の導入・機能改良に関する経費 ※観光車両としての機能を備えた車両

（補助率）補助対象経費の1/2

（補助対象事業者）地方公共団体 ※地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

※地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）と同様の考え方

・JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限（1/3は事業者の自己負担）

※JRに関し、「新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」の運用を何ら変更するものではない

5. 交通・物流事業者の持続可能性を高めるためのDX・GX投資に対する金融支援

令和5年度財投要求額
83億円

- 交通事業者は、従来からの厳しい経営環境に加え、**コロナ禍による需要減、カーボンニュートラル（CN）への対応、燃料費の高騰・不安定化等**によって危機に瀕しており、また、物流事業者についても、トラック・ドライバーの時間外労働時間規制（**物流の「2024年問題」**）や**CNへの対応等**の厳しい課題に直面している。
- こうした状況を打開するためには、**DXやGXを通じたサービスの効率化・高度化による利便性の向上と、事業者の生産性の向上による経営力の強化**が不可欠であるが、それらの投資は**長期、多額、大規模**にもなり得、民間金融のみでは資金を賄うことが困難。
- このため、**財政投融資を活用**し、投資の促進を図る（（独）鉄道・運輸機構を通じた金融支援の実施）。

支援対象事業（交通）

バス及びタクシーの交通DX・交通GXによる利便性向上と経営力強化を図る事業

交通DXの支援対象（例）

路線バスへの**非接触型クレジットカード決済手法**や**QRコード決済手法**の大規模導入、定期券購入のオンライン化等



交通GXの支援対象（例）

EV車両の大規模導入と、その運用を可能にするための運行管理システムに充電管理を一体的に実施する機能を加えたエネルギー管理システムの構築



支援対象事業（物流）

物流DX・物流GXによる効率化、生産性向上及び環境負荷低減を図る事業

物流DXの支援対象（例）

物流拠点における、**AIを搭載したロボットやシステムの導入、倉庫内作業の効率化のための立体自動倉庫や無人搬送車（AGV）等の導入**



物流GXの支援対象（例）

各物流拠点における、**EVトラックの大規模導入と、太陽光発電や蓄電施設等を活用したエネルギー管理システムの構築**



6. ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業

観光庁(参事官(外客受入担当)): 2,143百万円

※令和4年度第2次補正予算も活用

○ポストコロナを見据え、観光地・宿泊施設・公共交通機関の各場面において、ストレスフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、オーバーツーリズムの防止等により、地域・旅行者の双方がメリットを享受できる環境づくりも頭頭に、持続可能な観光地域づくりに資する環境整備の促進を図る。

● 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備の取組を支援

■ 自然環境、文化等の地域資源の保全・活用



- ・有料トイレの整備
- ・入域料の徴収のためのシステム整備

等

■ オーバーツーリズムの未然防止



- ・混雑平準化のためのシステム(混雑状況の可視化等)の整備
- ・マナー啓発に必要な備品、施設等の整備
- ・パークアンドライド促進のための駐車場の整備

等

● 観光施設等における危機管理対応能力強化・訪日外国人患者の受入機能強化に向けた取組を支援

■ 危機管理対応能力強化



非常用電源

- ・避難所機能強化
- ・災害時の多言語対応強化
- ・衛生環境強化

等

■ 訪日外国人患者受入機能強化



“発熱”→“fever”

- ・翻訳機器の整備

等

■ 災害時等における観光危機管理計画の策定及び訓練の実施を支援

● 滞在・移動空間の快適性や利便性等の向上に向けた取組を支援

■ ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備



- ・非接触チェックイン
- ・キーレスシステムの導入



- ・客室・浴室のバリアフリー化

等

■ 交通サービスの受入環境整備



- ・段差解消(エレベーター)



- ・UDタクシー



- ・携帯型翻訳機



- ・観光列車

等

【補助率 1/2、1/3 等】

※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施

7. 公共交通利用環境の革新等

観光庁(参事官(外客受入担当)): 1百万円

※令和4年度第2次補正予算も活用

- 地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。
- あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

①～⑤をセットで整備(3点以上)

①多言語対応(事故・災害時等を含む) ■多言語表示等 ■スマートフォンアプリの活用等による案内放送の多言語化 ■タブレット端末、携帯型翻訳機、多言語バスロケーションシステムの設置	②無料Wi-Fiサービス ■旅客施設や車両等の無料Wi-Fiの整備	③トイレの洋式化 ■洋式トイレ、多機能トイレの整備	④キャッシュレス決済対応 ■全国共通ICカードの導入 ■QRコードやクレジットカード対応の決済機等のICカード化 ■レンタカーのキャッシュレス対応	⑤感染症拡大防止対策 ■車内の抗菌・抗ウイルス対策 ■ターミナル等の衛生対策
---	---	---	---	---

※通常は整備が想定されない場合(例: ②無料Wi-Fiサービス(レンタカー等)、③トイレの洋式化(バス、タクシー、レンタカー等)等)については、適用除外とする。

※①、④、⑤については、少なくともいずれか1つ実施。

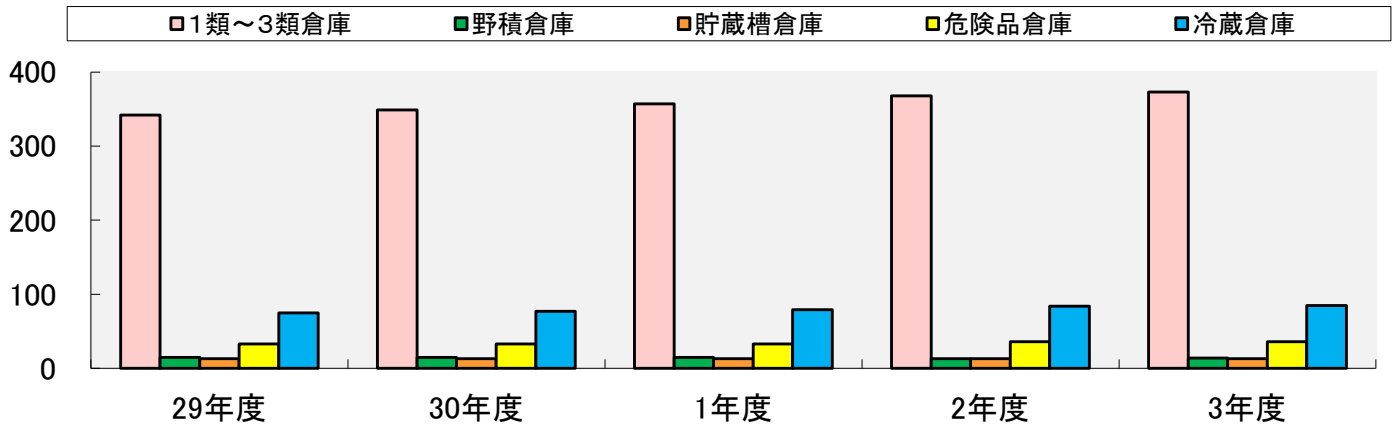
+ (あわせて⑥～⑨を支援可能)

⑥非常時のスマートフォン等の充電環境の確保 ■非常用電源装置・携帯電話充電設備等	⑦大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上 (旅客施設の段差解消)(LRTシステム(インバウンド対応型タクシー)対応バス)(インバウンド対応(荷物置き場の設置)) ■段差解消やスーツケース置き場の確保	⑧移動そのものを楽しく取組や新たな観光ニーズへの対応 ■観光列車 ■魅力ある観光バス ■サイクルトレイン	⑨多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等 ■オンデマンド交通(予約システム、住民ドライバー研修等) ■超小型モビリティ・シェアサイクル等(サイクルポート等) ■手荷物配送(予約システム)
--	--	--	--



県内の令和3年度末の事業者数は、普通倉庫436社、冷蔵倉庫85社で、それぞれ前年度比約101%、約101%となっている。庫腹量は、1～3類倉庫3,287千㎡、野積倉庫231千㎡、貯蔵槽倉庫626千㎡、危険品倉庫128千㎡、冷蔵倉庫2,911千㎡であり、九州管内における県内庫腹量のシェアは1～3類倉庫は約6割、冷蔵倉庫は約5割となっている。

1. 福岡県事業者数



	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	前年度比
1類～3類倉庫	342	349	357	368	373	101.36%
野積倉庫	15	15	15	13	14	107.69%
貯蔵槽倉庫	13	13	13	13	13	100.00%
危険品倉庫	33	33	33	36	36	100.00%
冷蔵倉庫	75	77	79	84	85	101.19%

2. 倉庫事業庫腹量

(単位: 千㎡)

	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
1類～3類倉庫	2,912	2,992	3,104	3,236	3,287	60.72%	5,413
野積倉庫	276	276	276	227	231	31.69%	729
貯蔵槽倉庫	627	627	627	626	626	30.69%	2,040
危険品倉庫	117	127	128	128	128	36.68%	349

(単位: 千?)

	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
冷蔵倉庫	2,299	2,553	2,642	2,817	2,911	50.33%	5,784

3. 保管実績

(1) 普通倉庫 (品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

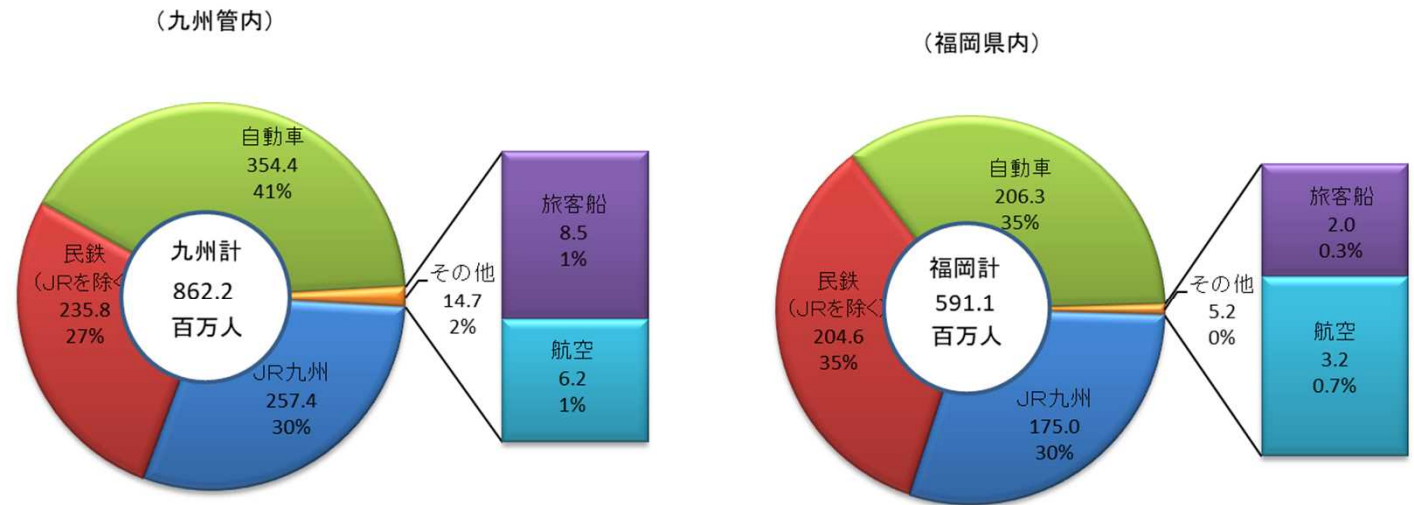
	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
農水産品	1,895	1,674	1,836	1,703	1,602	25.71%	6,232
金属	961	848	844	711	1,045	13.33%	7,841
金属製品機械	1,301	1,323	1,486	1,576	1,294	73.31%	1,765
窯業品	77	45	77	70	75	82.42%	91
化学工業品	1,582	1,727	2,060	1,443	1,295	43.76%	2,959
紙・パルプ	590	1,315	606	555	563	51.84%	1,086
繊維工業品	71	194	52	58	46	60.53%	76
食料工業品	2,519	2,168	2,629	2,814	2,505	61.22%	4,092
雑工業品	912	762	986	1,392	1,203	78.63%	1,530
雑品	4,664	4,499	4,560	4,980	4,461	62.60%	7,126

(2) 冷蔵倉庫 (品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

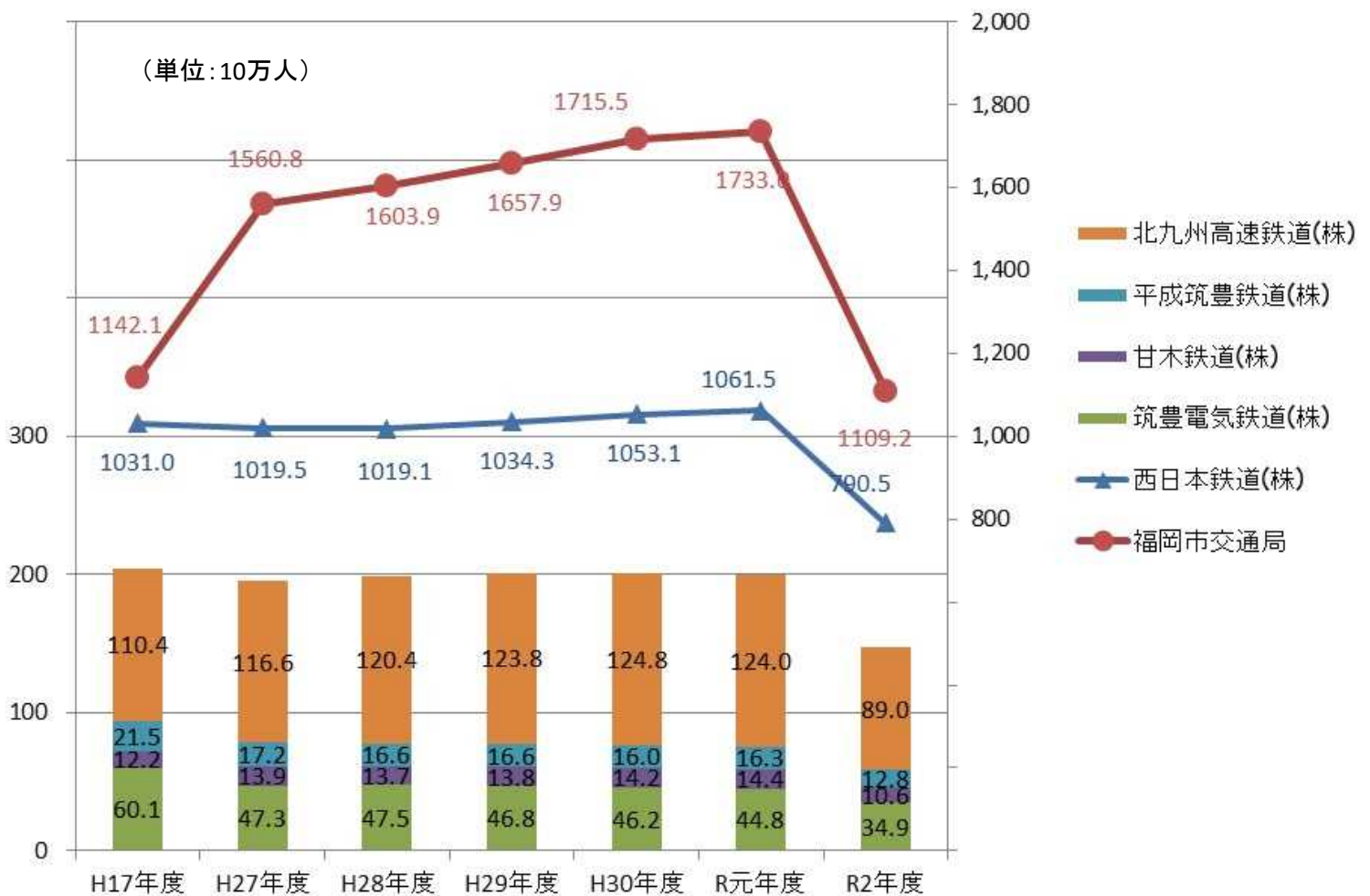
	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
生鮮水産品	20	16	17	16	19	36.54%	52
冷凍水産品	229	182	168	166	260	22.71%	1,145
塩干水産品	63	52	47	42	45	23.20%	194
水産加工品	56	40	40	48	48	33.57%	143
畜産品	198	161	152	135	136	15.35%	886
畜産加工品	148	126	119	111	114	20.61%	553
農産品	82	72	68	58	62	18.29%	339
農産加工品	148	125	134	92	119	29.82%	399
冷凍食品	559	480	512	587	607	38.52%	1,576
その他	97	97	92	73	80	27.30%	293

1. 輸送機関別旅客流動人員比率



資料: 国土交通省旅客地域流動調査(令和2年度)

2. 鉄道・軌道の輸送人員の推移 (福岡県関係)



(注) 甘木鉄道は、佐賀県分も含む

資料: 「九州運輸要覧」鉄道・軌道・輸送人員の推移

県内に本社を置く乗合バス事業者(主に、コミュニティバスのみの運行をする乗合バス事業者は除く)は14社で、車両数2,586両を保有し、令和3年度には201,101千人を輸送している。

福岡県における乗合バスの輸送人員は、昭和39年の564,739千人をピークに、以降はモータリゼーションの進展や地下鉄をはじめとする都市新交通の拡充、交通渋滞に伴う定時性確保困難等による利便性の低下からバス離れが進み、減少傾向にあったが、近年においては下げ止まりとなっている。

ICカードや割引券の導入、バス停の上屋設置や多言語表記のといった利用促進の他、福岡市においては平成28年8月には連接バスの運行を開始しており、輸送の効率化を図ることで運転手不足への対策を行っている。

また、交通信号と連動した都市新バスシステムやバス接近表示システム、公共車両優先システム(PTPS)等を導入することで、走行環境改善と利用者利便の向上に努めている。

地方部においては、利用者減少に伴いバス路線の維持が困難になっていることから、生活交通確保のためにコミュニティバスや乗合タクシー等の導入が進んでいる。

1. 乗合バス輸送数量等の推移

年度別	車両数 (両)	路線キロ (km)	輸送人員 (千人)	実車キロ (千キロ)	営業収入 (千円)
H12年度	3,316	8,026	295,353	183,510	63,694,791
H17年度	3,264	9,278	292,704	184,846	58,328,670
H22年度	2,981	9,125	273,519	166,103	53,512,998
H27年度	2,978	15,350	273,971	159,184	54,525,247
H28年度	2,947	15,768	273,206	154,986	54,519,247
H29年度	2,920	16,054	275,056	151,328	55,943,815
H30年度	2,859	16,133	272,541	149,152	57,535,603
R1年度	2,823	14,371	269,139	142,250	53,387,025
R2年度	2,657	14,969	203,714	121,836	35,754,917
R3年度	2,586	14,246	201,101	113,600	38,201,763

2. 県内事業者の概況

(令和4年3月末現在)

事業者名	所在地	車両数 (両)	路線キロ (km)	輸送人員 (千人)	実車走行 (千km)
北九州市	北九州市	98	203	3,523	2,569
西日本鉄道(株)	福岡市	1,589	4,985	140,110	71,835
堀川バス(株)	八女市	35	171	464	1,159
JR九州バス(株)	福岡市	67	1,234	1,113	3,553
九州急行バス(株)	福岡市	40	173	318	2,653
(株)甘木観光バス	朝倉市	12	42	175	377
西鉄バス久留米(株)	久留米市	84	382	4,118	4,324
西鉄バス大牟田(株)	大牟田市	27	240	1,289	1,277
西鉄バス筑豊(株)	飯塚市	65	289	2,305	3,312
西鉄バス宗像(株)	宗像市	27	232	1,350	1,262
西鉄バス二日市(株)	筑紫野市	64	221	2,956	2,340
西鉄バス北九州(株)	北九州市	465	738	43,356	18,189
(株)ロイヤルバス	福岡市	7	1,743	22	665
(株)天領バス	福岡市	6	3,588	2	85

県外事業者の概況

- 昭和自動車(株)
(本社 佐賀県唐津市)
配置車両数 (県内)
(乗合) 103両
(貸切) 32両
志摩営業所を中心に福岡市西部、糸島市一円の路線と唐津～博多間の運行
- 西鉄バス佐賀(株)
(本社 佐賀県佐賀市)
県内に営業所はなく、佐賀市を拠点として小郡市を運行

管内の貸切事業者は、119者（令和3年度末現在）であり、昭和55年に642両であった保有車両が令和3年度末では1,551両に増加している。

貸切バス事業では、平成12年2月に需給調整規制の廃止と免許制から許可制への移行が盛り込まれた改正道路運送法が施行され、レジャー、研修、旅行等の国内需要における利用者ニーズの拡大や多様化、高速道路の整備、車両の高級化等に加え、訪日観光客によるインバウンド需要も相まって、事業者数、車両数ともに大幅に増加し、事業を取り巻く景況環境はますます厳しさを増している。

こうした中、平成24年4月の関越自動車道ツアーバス事故や平成28年1月の軽井沢スキーバス事故の発生を受け、高速ツアーバスの廃止や適正な運賃の収受に向けた取り組みが行われ、平成28年6月には「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」として、許可更新制の導入や、貸切バス適正化センターを新たに立ち上げ民間指定機関による適正化のための巡回指導を行うなど、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための施策を実施しているところである。

貸切バス車両数の推移

	S55年度	H02年度	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
事業者数	13	36	57	114	129	127	134	128	125	128	123	119
車両数	642	850	1,144	1,430	1,559	1,865	2,068	2,169	2,170	1,972	1,720	1,551

※事業者数は、県内に営業所を有する事業者で県外本社の事業者を除いている。
事業者数には休止事業者及び限定（会葬者）は含まない

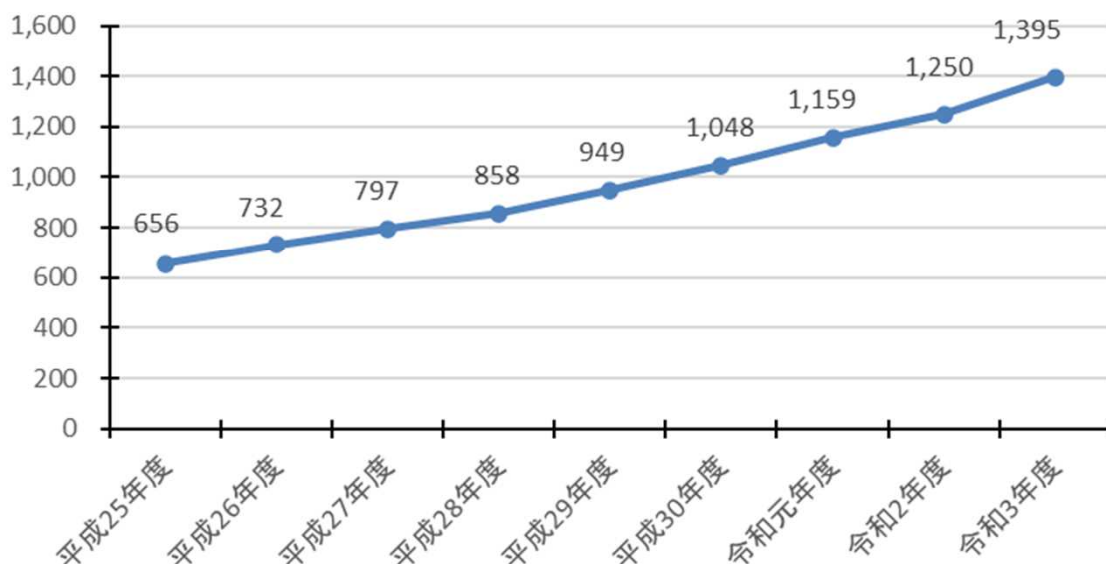
レンタカーの概況

レンタカーは、不特定多数の人々に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着し、自家用自動車の代替輸送手段として「必要なとき必要なだけ利用できる利便性」から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年では、都市圏におけるマイカーを所有していない人々の生活用として、IT等を活用したレンタカー型カーシェアリングの導入が進んでいる。

さらに、訪日外国人旅行者の利用件数も大幅に増えており、高速道路利用にかかる割引商品の利用者増に向けた取組や、日本の交通ルールやガソリンスタンドの使用方法等の案内を記載したドライブマニュアルの作成といった事故防止に向けた取組も行っている。

レンタカー事業者数の推移



県内におけるタクシー事業は、法人タクシー事業者数251社、個人タクシー事業者数1783名（昨年度比60者減）、福祉専門事業者数232社となっている。一般タクシー車両数は、法人タクシー事業者が8,727両（昨年度比65両減）、個人タクシー1,783両の合計10,510両（昨年度比125両減）となっており、平成21年度から令和3年度までの間に法人タクシー車両数は2,327両減少し、個人タクシーは752両減少している。福祉車両については、法人タクシー事業者が116両と福祉専門事業者が335両の計451両となっている。

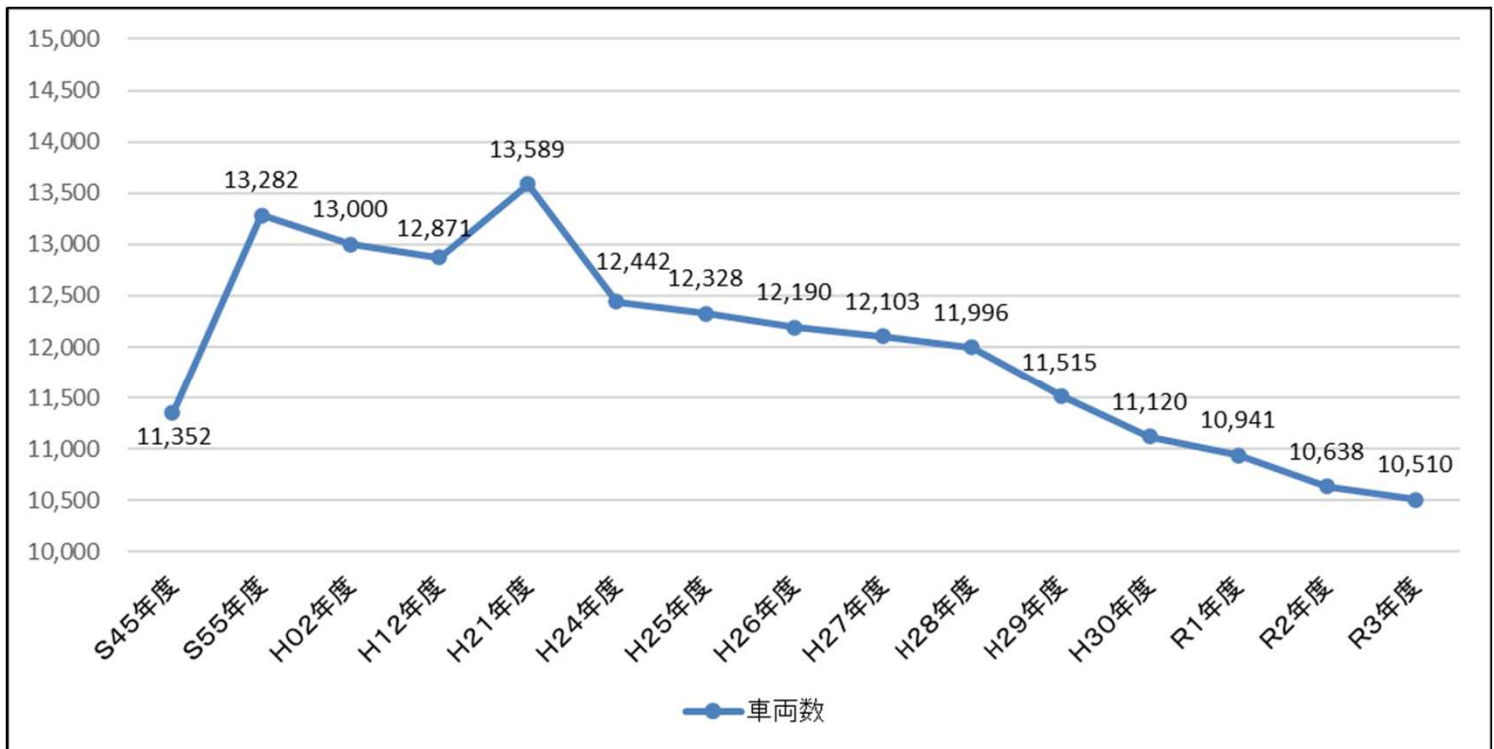
タクシー事業では、長期的な需要減少により収益基盤の悪化や労働条件の悪化等の諸問題が顕著となったことから、平成21年10月1日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行され、平成25年11月27日に改正が行われ、対策が講じられている。

福岡県内では、この改正特措法に基づき「福岡交通圏」・「北九州交通圏」・「久留米市」が特定地域に、「筑豊交通圏」・「大牟田市」が準特定地域に指定され、各地域でタクシー事業に関する諸問題解決のための地域計画を策定し、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入やキャッシュレス化など、様々な適正化・活性化の取組みが行われている。

なお、「大牟田市」は平成30年10月1日に準特定地域の指定が解除されたが、令和2年10月1日に再び準特定地域に指定されている。また、「久留米市」は令和2年4月1日に、「北九州交通圏」は令和3年8月1日に、「福岡交通圏」は令和3年11月1日に、それぞれ特定地域から準特定地域に指定が変更されている。

※事業者数には休止事業者数も含んでいる。

1. タクシー車両数推移（法人タクシー・個人タクシー合計）



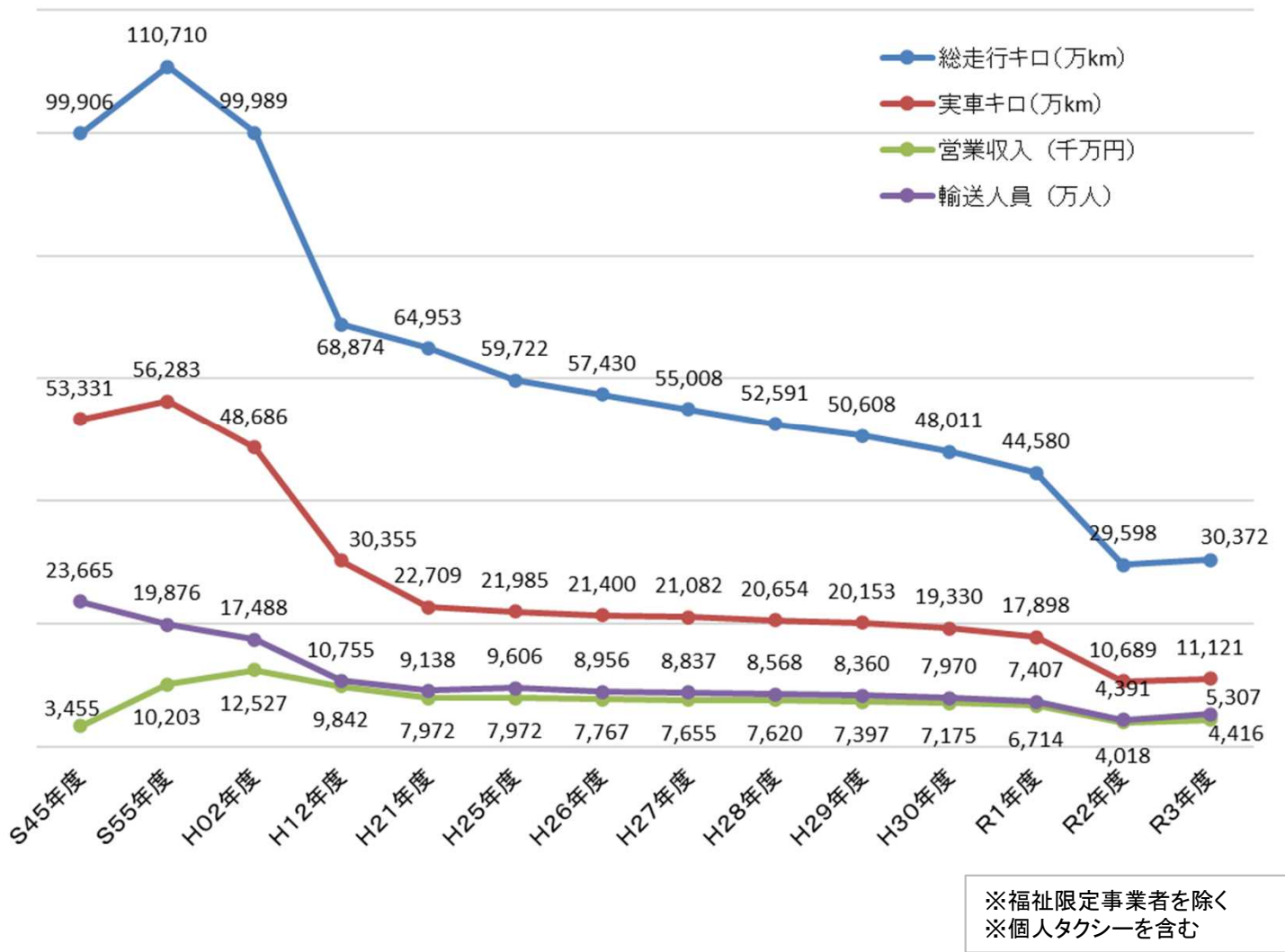
※福祉車両を除く。

2. タクシー事業者数推移

年度別	S45年度	S55年度	H02年度	H12年度	H21年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
個人タクシー事業者数	1,354	2,896	2,857	2,753	2,535	2,355	2,293	2,200	2,145	2,071	2,019	1,976	1,912	1,843	1,783
法人タクシー事業者数	334	343	344	309	305	299	295	293	291	287	287	275	269	256	251

※福祉車両を除く。

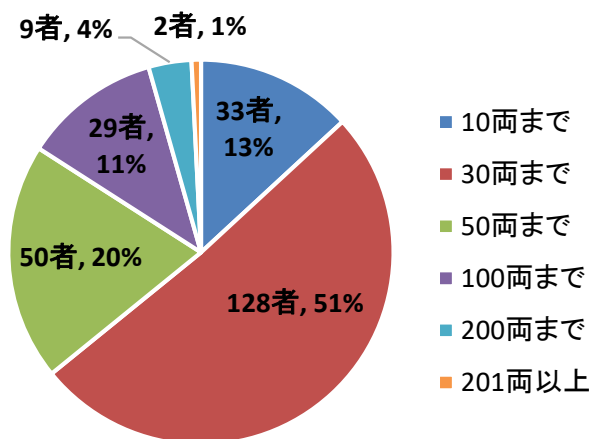
3. タクシー輸送実績の推移



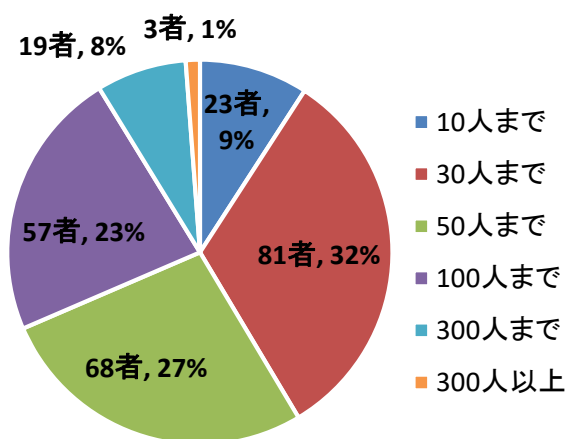
4. 規模別タクシー事業者数（法人251者）

令和4年3月31日現在

保有車両数別事業者数



従業員数別事業者数



4. 福岡県営業区域別タクシー事業者・車両数

令和4年3月31日現在

営業区域別	当該地域に 営業所を置く 法人タクシー 事業者数※1	法人タクシー 車両数 (福祉車両を除く)	福祉輸送事業 限定事業者数	法人タクシー 事業者の 福祉車両数
		個人タクシー 車両数		福祉輸送事業 限定事業者の 福祉車両数
福岡交通圏	99	4,406	69	52
		1,429		100
北九州交通圏	63	2,311	46	43
		274		89
久留米市	25	503	19	10
		69		25
大牟田市	7	133	16	0
		11		18
宗像交通圏	7	188	5	2
		-		5
筑豊交通圏	14	347	12	3
		-		16
うきは市	3	33	0	2
		-		0
小郡市	3	38	2	0
		-		3
筑後市	3	53	4	0
		-		5
柳川市	4	68	7	0
		-		11
大川市	2	24	0	0
		-		0
八女市	5	57	6	2
		-		5
朝倉郡筑前町・東峰村	4	18	1	0
		-		1
嘉麻市	3	29	0	1
		-		0
嘉穂郡桂川町	2	22	2	0
		-		3
朝倉市	6	51	2	0
		-		5
三井郡大刀洗町	1	3	1	0
		-		1
三潁郡大木町	2	9	0	0
		-		0
八女郡広川町	1	8	0	0
		-		0
みやま市	4	39	1	1
		-		1
田川交通圏	2	148	24	0
		-		22
京築交通圏	12	239	15	0
		-		25
合計	272	8,727	232	116
		1,783		335

※1 複数の区域に営業所を持つ事業者は複数カウントしている。

トラック運送事業においては、長時間の荷待ち時間・荷役時間のため長時間労働が蔓延化している実態があり、事業者のみの努力では長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、厚生労働省と国土交通省では、トラック運送事業者、荷主等を交えた協議会を設置し、長時間労働の抑制及び取引環境の改善に取り組むこととなり、平成27年5月20日に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」が設置され、各種課題解決に向けての協議が行われることとなった。

福岡県では福岡労働局、公益社団法人福岡県トラック協会と共同して、平成27年8月4日に標記協議会を設立し、令和3年度末までに12回開催している。（第11回及び第12回協議会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から書面開催）

貨物事業の概況

福岡県内に事業所を有する事業者数及び車両数の推移は下表のとおりである。

昭和62年度からは内需拡大を要因として、また平成2年の物流二法の施行による免許制から許可制に移行したことにより事業者数・車両数とも大幅な増加傾向を示していたが、近年は微増傾向となっている。

ドライバー不足の深刻化により、物流の効率化や生産性の向上、労働環境の改善が喫緊の課題となっており、改善に向けた取組の一環として、平成29年11月に標準貨物自動車運送約款の改正が行われた。また、平成30年12月に貨物自動車運送事業法の一部が改正され、トラック運送業の健全な発達とトラックドライバーの労働条件の改善等を図るための施策が講じられると共に、令和2年4月にはトラック運送事業が国民生活と経済を支えその機能を持続的に維持していくための指針となる「標準的な運賃」が告示された。

1. 貨物自動車運送事業者数の推移

	昭和45年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年	令和3年
一般	1,056	1,442	1,981	2,241	2,428	2,923	2,605	2,755
軽貨物		3,779	5,848	6,437	6,000	5,778	7,421	7,439
特積み	28	33	37	39	48	67	76	83
特定	89	72	50	40	22	25	8	8
霊柩	56	93	145	159	155	189	178	188
軽霊柩		116	91	70	65	67	47	36

2. 貨物自動車運送事業の車両数の推移

※一般貨物事業者には特積事業者を含んでいる

	昭和45年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和3年度
一般	17,557 (1,957)	39,599 (3,985)	54,466 (963)	56,798 (515)	52,340 (559)	59,937 (883)	65,640 (454)	66,733 (408)
軽貨物		6,420 <116>	8,703 <91>	9,332 <70>	9,643 <65>	9,645 <84>	12,765 <45>	12,839 <37>
特定	1,363	782	327	231	187	301	54	52
霊柩	120	245	468	513	513	618	650	640

※一般貨物車両数の（）は特積事業者の運行車で内数である
軽貨物車両数の<>は軽霊柩車両で内数である

3. 規模別事業者数（一般・特定）

福岡県内の事業者は、車両数別で見ると、5両までの事業者が362者、6両～30両が1,276者となっており、小規模事業者が大部分を占めている。その構成比は、6両～30両の事業者が全体の半分以上を占めており5両までを含めると約77%を占める。

また、従業員数別で見ても、30人までの事業者が1,533者と全体の約73%となっている。

規模別事業者数（一般・特定）

車両数別（総計 2,112 社 内特定8社）

※福岡県内に主たる事務所を有する事業者

令和4年3月31日現在

	1～5両	6～30	31～50	51～100	101～200	201～500	501～	合 計
事業者数	362	1,276	229	157	55	27	6	2,112
百分率	17.14%	60.42%	10.84%	7.43%	2.60%	1.28%	0.28%	100%

従業員数別（総計 2,112社 内特定8社）

	1～10人	10～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301～	合 計
事業者数	702	831	293	178	75	17	16	2,112
百分率	33.24%	39.35%	13.87%	8.43%	3.55%	0.80%	0.76%	100%

4. 大型貨物自動車（ダンプカー）使用者数及び車両数

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務付けられている。福岡県内の業種別使用者数及び車両数は下表のとおりである。

なお、貨物自動車運送事業者は（営）の表示が義務付けられている。

令和4年12月末現在

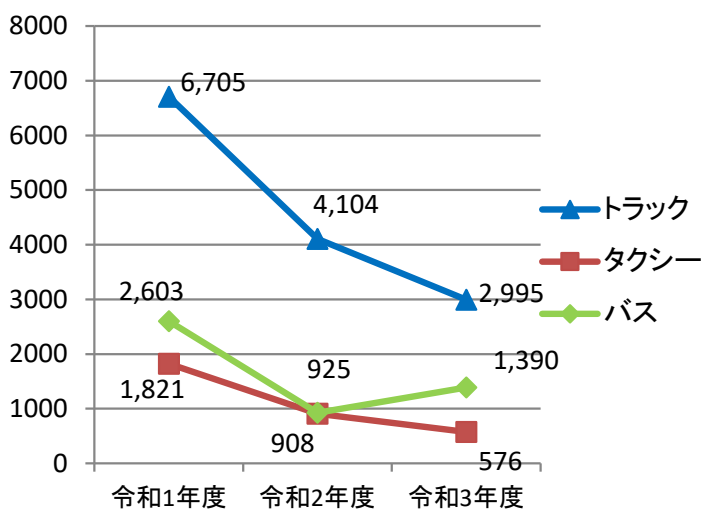
		福岡	北九州	久留米	筑豊	県合計
自動車運送事業	使用者数	187	261	74	107	629
	車両数	1,243	973	412	549	3,177
採石業	使用者数	5	14	4	2	25
	車両数	7	37	5	7	56
砕石業	使用者数	3	15	2	5	25
	車両数	7	35	2	13	57
砂利採取業	使用者数	3	2	0	2	7
	車両数	3	4	0	5	12
砂利販売業	使用者数	202	190	224	123	739
	車両数	329	258	392	169	1,148
建設業	使用者数	201	311	119	192	823
	車両数	379	620	242	343	1,584
その他	使用者数	26	30	12	23	91
	車両数	55	43	32	28	158
計	使用者数	627	823	435	454	2,339
	車両数	2,023	1,970	1,085	1,114	6,192

輸送の安全確保は運送事業者の最大の責務であり、国土交通省は令和3年3月に「事業用自動車総合安全プラン2025」を公表し、令和7年までに事業用自動車にかかる交通事故の死者数225人以下、人身事故件数16,500件以下、飲酒運転ゼロを目標に事故防止対策を強力に推進することとしており、自動車運送事業者監査において、法令等に基づいて運行管理体制等を確認し、是正が必要な場合は行政処分基準に基づき行政処分を行い、輸送の安全確保を図っている。

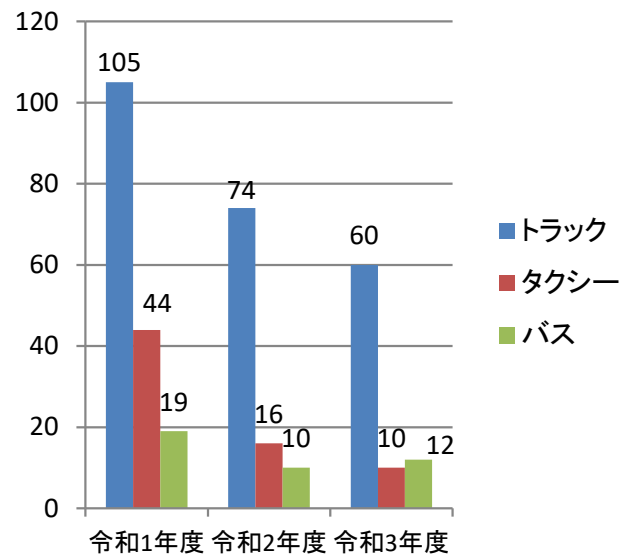
また、事故防止においては事業者自らが率先して安全性を向上させる取り組みが有効であることから、平成18年度から運輸安全マネジメント制度に基づく評価及び助言等を行っている。

自動車運送事業者行政処分件数別推移

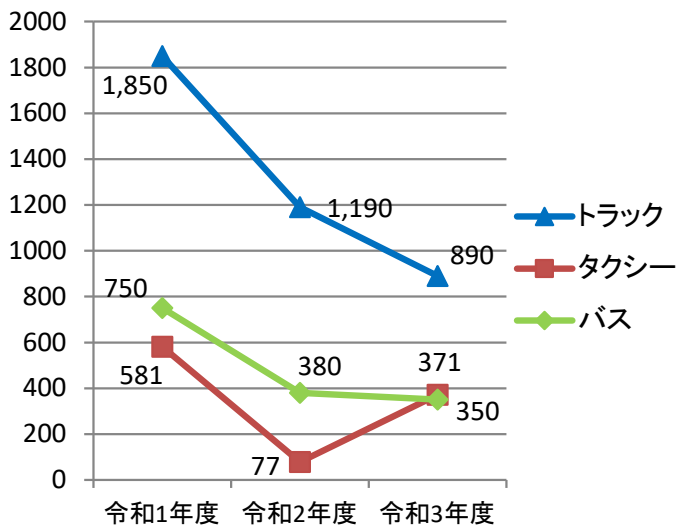
延停止日車数(九州運輸局全体)



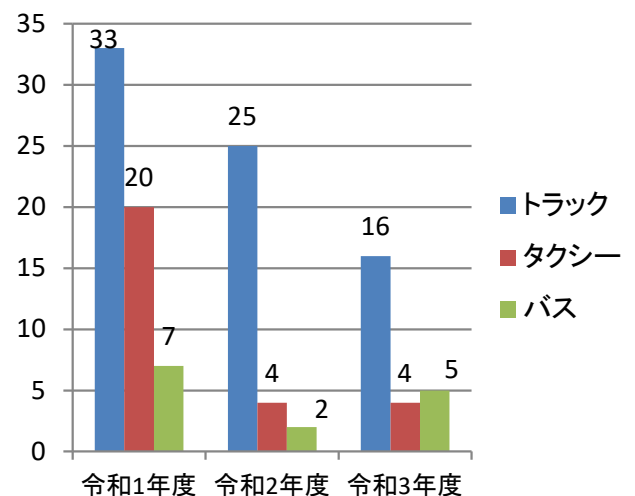
処分件数(九州運輸局全体)



延停止日車数(福岡運輸支局)



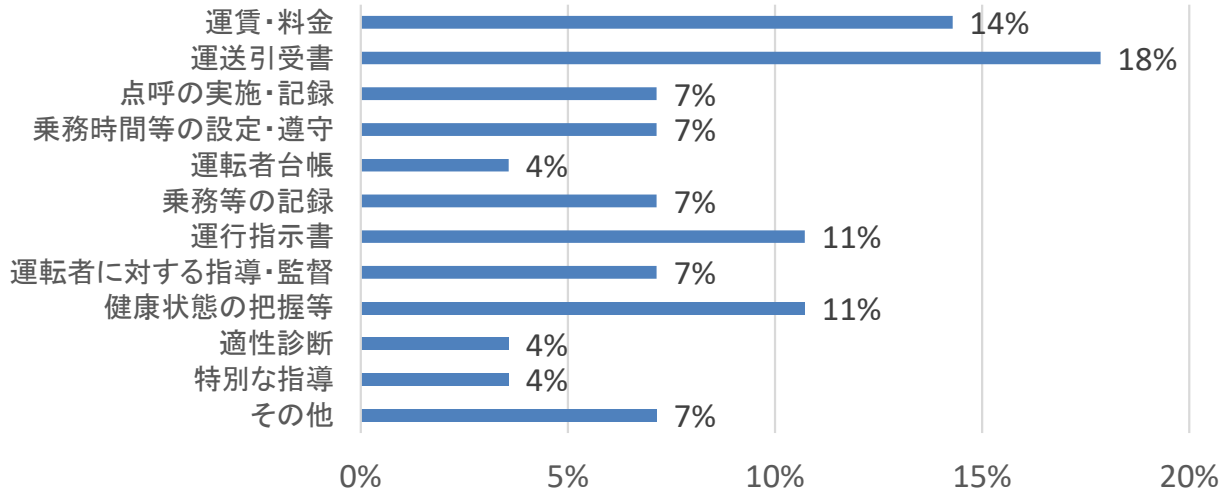
処分件数(福岡運輸支局)



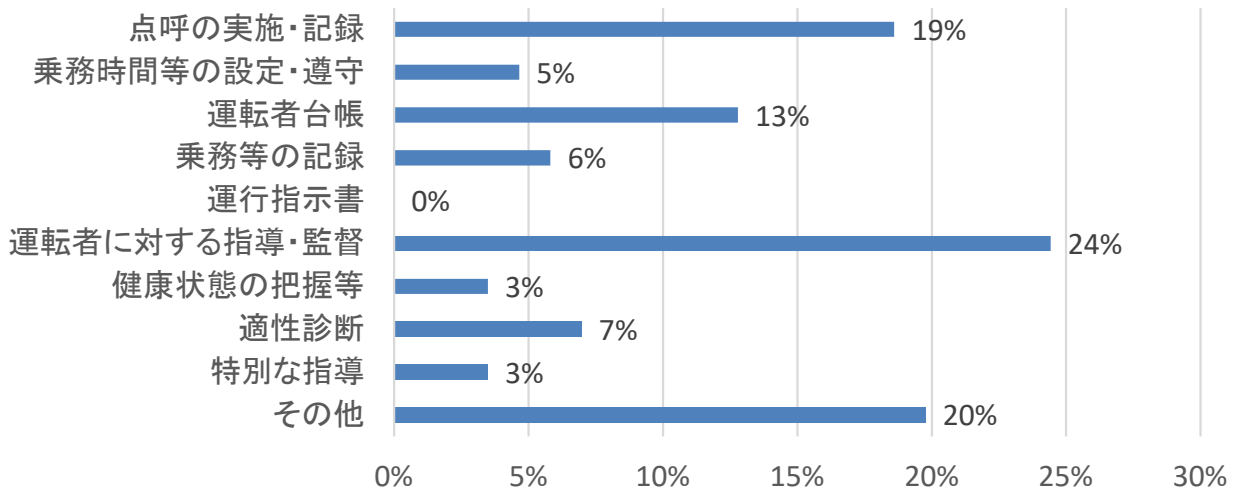
違反項目別行政処分状況(令和3年度)

- ・全モード共通して点呼の実施・記録に関する項目の違反が多い。
- ・各モードの特に違反の多い項目はバスは運賃・料金、運送引受書に関するもの、タクシーは運転者に対する指導・監督に関するもの、トラックは点呼の実施・記録に関するものとなっている。
- ・その他の項目については運行記録計や運行管理者の届出類、事業計画に関するものの割合が含まれている。

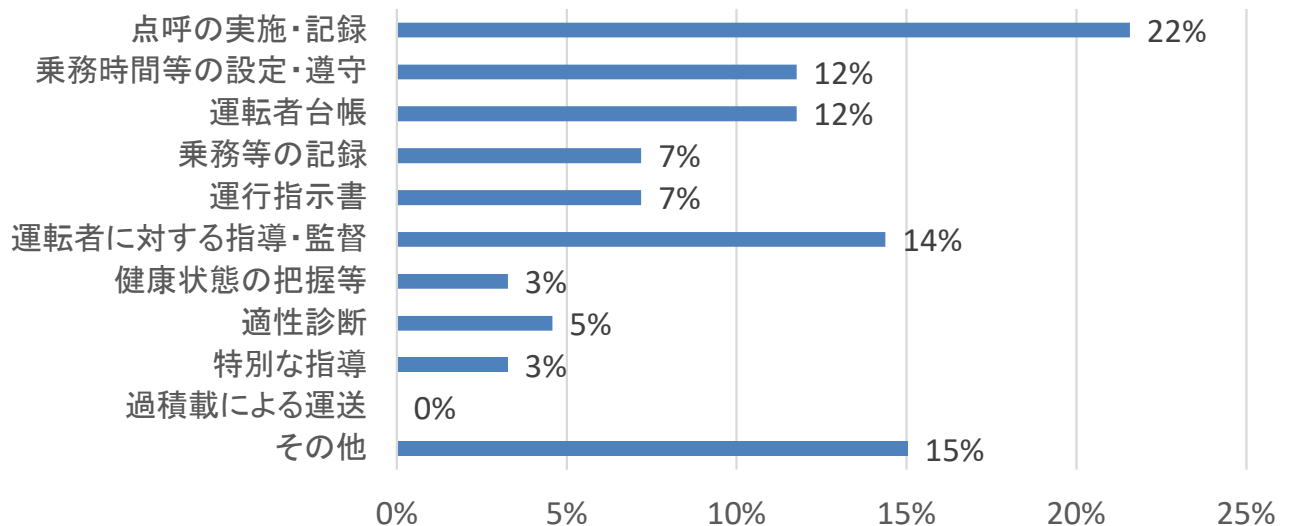
バス



タクシー



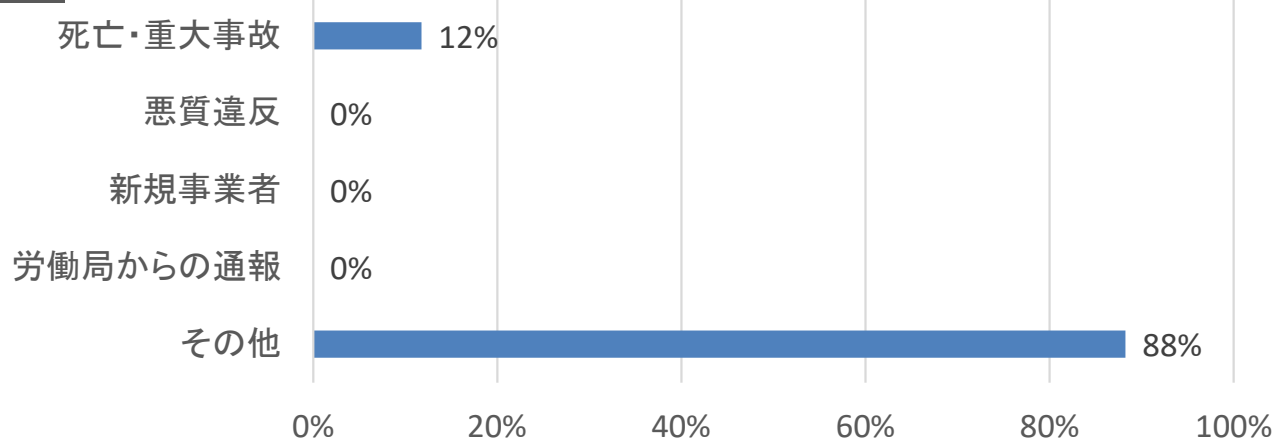
トラック



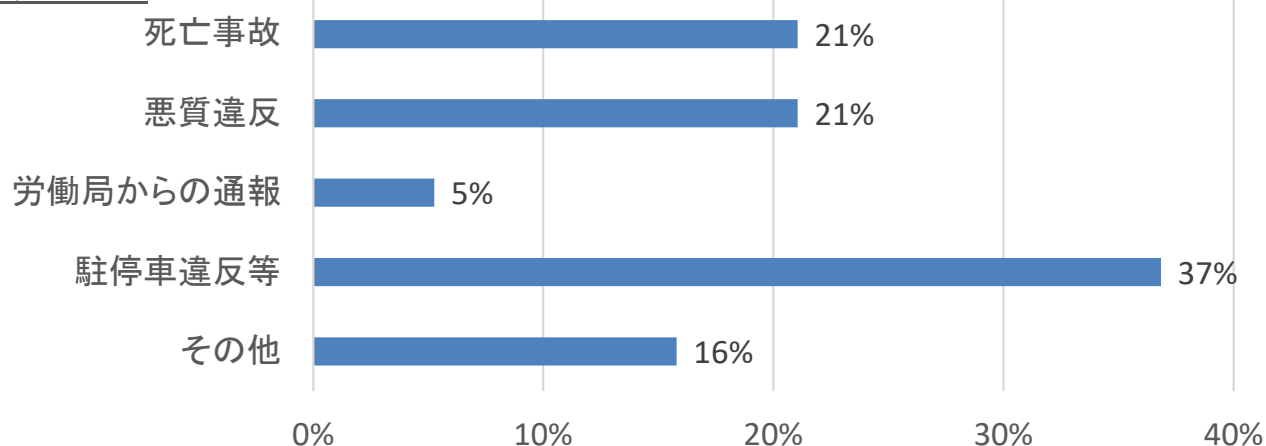
端緒別監査実施状況(令和3年度)

- ・タクシー、トラックとも共通して死亡事故が端緒となっている件数が多い。
- ・タクシーに関しては、駐停車違反等による端緒が最も多く、次いで死亡事故、悪質違反となっている。
- ・トラックについては死亡事故による端緒が最も多く、次いで悪質違反となっている。
- ・タクシー、トラックの悪質違反の内容としては、ほとんどが救護義務違反によるものとなっている。

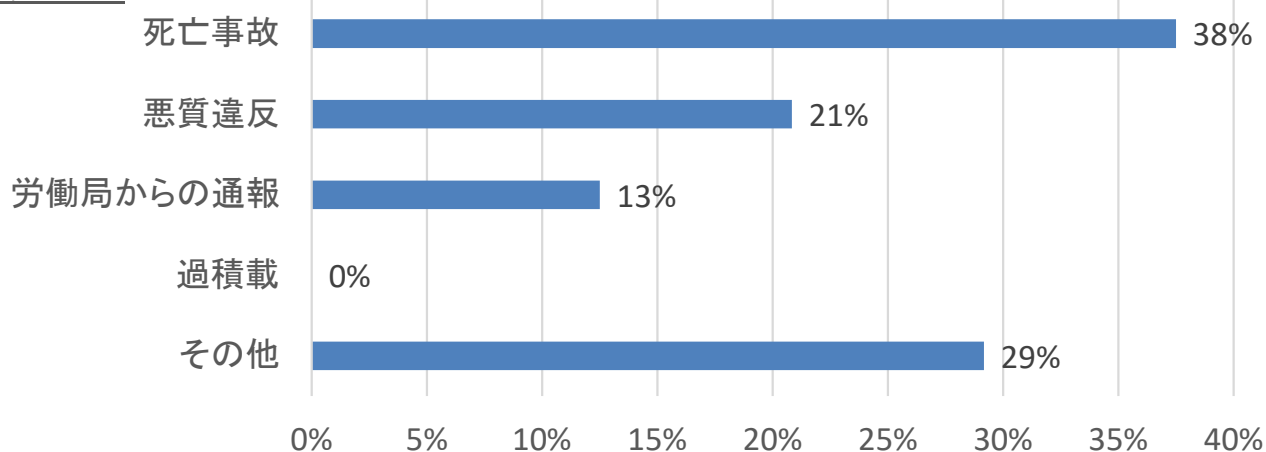
バス



タクシー



トラック



＜登録の目的＞

自動車の登録制度は「所有権の公証」により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策など）をもつ「行政登録」からなります。

＜保有車両数の動向＞

九州管内の保有車両数は、全国の12%、福岡県では九州全体の35%を占めています。

福岡県における保有車両数は、令和3年に343万台に達しており、ここ10年以上は横ばい傾向が続いています。

また令和4年の福岡県の用途別保有車両数では、乗用車が77%、貨物車が17%、乗合・特殊車・二輪車が6%を占めています。特に二輪車の保有車両数は、令和3年の微減から急増に転じています。

＜最近の動向＞

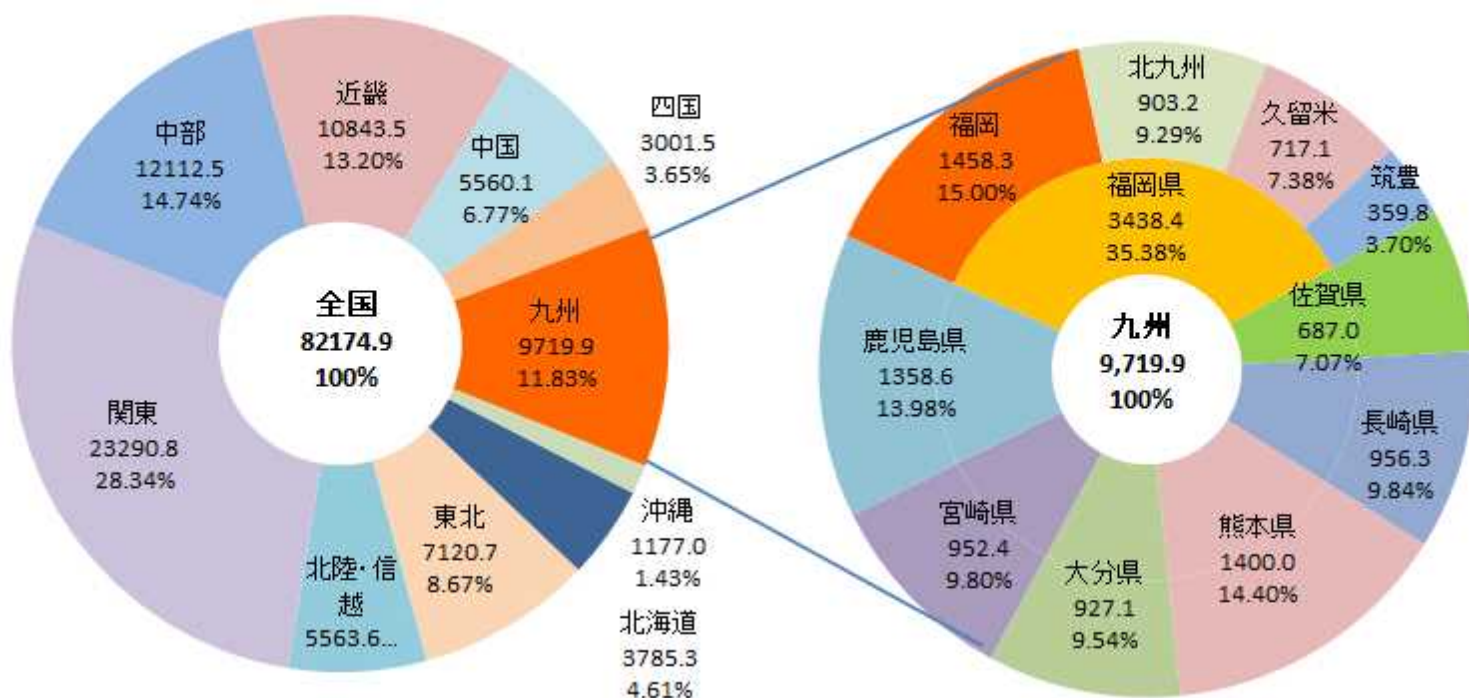
国内における自動車販売台数に占める環境対応型の次世代自動車（ハイブリッド、電気など）の割合は、自動車販売台数が横ばいから低迷する中で、エコカー減税やエコカー補助金導入のインセンティブ政策の影響等により、増加傾向が継続しています。

また「登録手続きのワンストップサービス（OSS）」は、平成17年の導入開始以降、利用環境の整備と利便性を向上させる取組を行ってきましたが、利用については、令和4年の新車新規は39.2%、継続検査は55.2%となっており、継続検査については、一定の利用があるものの、新車新規は低調となっています。

こうした理由からOSSをさらに推進させるため、令和5年1月に運輸支局等への出頭を不要とする自動車検査証の電子化を開始し、国から委託を受けた整備事業者や行政書士等において、継続検査時等の情報の記録や検査標章の印刷・交付の事務が可能となりました。

1. 全国及び九州の保有車両数（令和4年3月末現在）

（単位：千台）

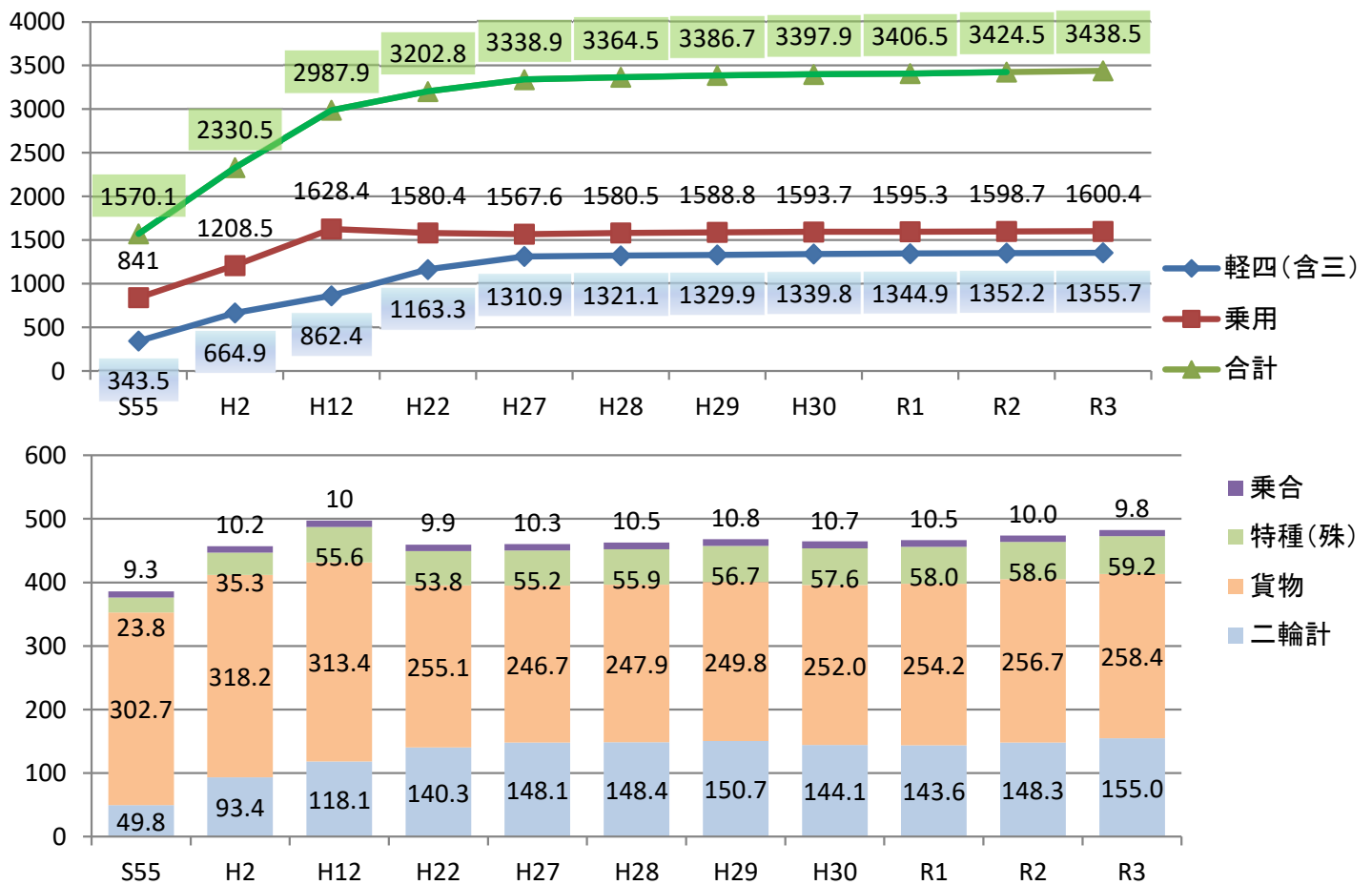


2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和4年3月末現在)

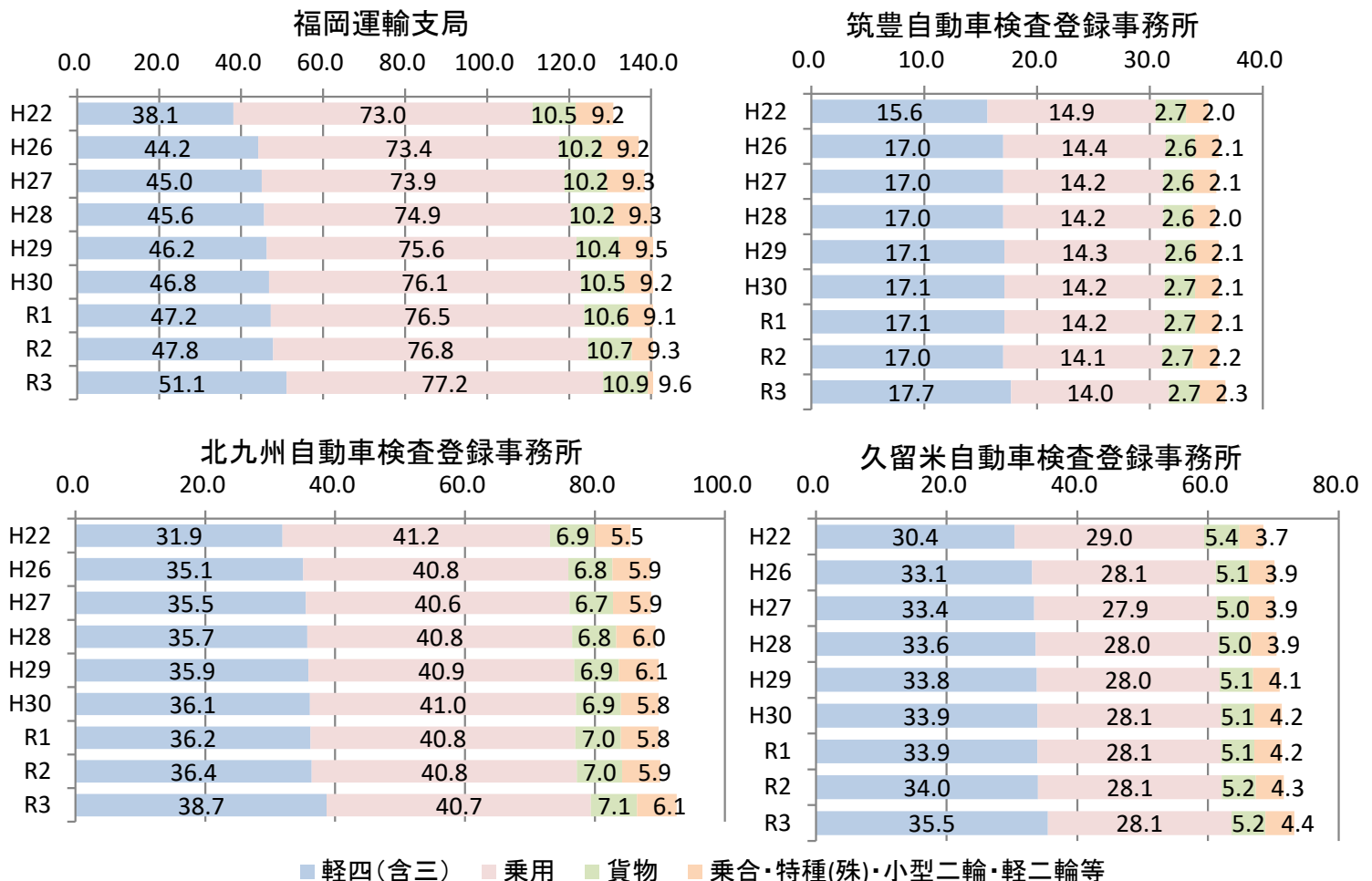
用途	車種		業態	福岡県					前年同月の車両数	対前年 同月比
				福岡	北九州	久留米	筑豊	計		
貨物	普通車		自営	20,772	14,496	13,885	7,472	56,625	55,939	101.2
			計	18,270	10,689	7,519	4,401	40,879	40,679	100.5
			計	39,042	25,185	21,404	11,873	97,504	96,618	100.9
	小型車	四輪	自営	65,315	38,371	29,159	14,114	146,959	146,247	100.5
			計	1,127	591	381	208	2,307	2,319	99.5
			計	66,442	38,962	29,540	14,322	149,266	148,566	100.5
		三輪	自営	13	5	62	6	86	87	98.9
			計	2	0	0	0	2	2	100.0
			計	15	5	62	6	88	89	98.9
	被けん引車		自営	191	198	203	74	666	587	113.5
			計	2,862	6,395	717	944	10,918	10,824	100.9
			計	3,053	6,593	920	1,018	11,584	11,411	101.5
	軽自動車	四輪	自営	95,956	76,448	89,474	42,466	304,344	304,046	100.1
			計	7,802	2,584	1,699	813	12,898	12,224	105.5
			計	103,758	79,032	91,173	43,279	317,242	316,270	100.3
		三輪	自営	6	8	6	3	23	21	109.5
			計	0	0	0	0	0	0	0.0
			計	6	8	6	3	23	21	109.5
	貨物計		自営	182,253	129,526	132,789	64,135	508,703	506,927	100.4
			計	30,063	20,259	10,316	6,366	67,004	66,048	101.4
			計	212,316	149,785	143,105	70,501	575,707	572,975	100.5
乗合	普通車		自営	375	141	79	91	686	708	96.9
			計	2,229	832	517	251	3,829	3,974	96.4
			計	2,604	973	596	342	4,515	4,682	96.4
	小型車		自営	1,581	1,196	943	822	4,542	4,637	98.0
			計	316	111	184	89	700	719	97.4
			計	1,897	1,307	1,127	911	5,242	5,356	97.9
乗合計		自営	1,956	1,337	1,022	913	5,228	5,345	97.8	
		計	2,545	943	701	340	4,529	4,693	96.5	
		計	4,501	2,280	1,723	1,253	9,757	10,038	97.2	
乗用	普通車		自営	415,548	207,108	143,326	68,577	834,559	816,276	102.2
			計	1,684	626	268	79	2,657	2,604	102.0
			計	417,232	207,734	143,594	68,656	837,216	818,880	102.2
	小型車		自営	350,281	197,504	136,135	71,243	755,163	771,686	97.9
			計	4,421	2,218	895	498	8,032	8,233	97.6
			計	354,702	199,722	137,030	71,741	763,195	779,919	97.9
	軽四輪車		自営	375,730	283,662	247,770	125,790	1,032,952	1,030,426	100.2
			計	11	33	22	12	78	78	100.0
			計	375,741	283,695	247,792	125,802	1,033,030	1,030,504	100.2
	乗用計		自営	1,141,559	688,274	527,231	265,610	2,622,674	2,618,388	100.2
			計	6,116	2,877	1,185	589	10,767	10,915	98.6
			計	1,147,675	691,151	528,416	266,199	2,633,441	2,629,303	100.2
特種 (殊) 用途	普通車		自営	13,085	8,520	6,796	3,570	31,971	31,656	101.0
			計	6,874	2,524	2,583	1,275	13,256	13,165	100.7
			計	19,959	11,044	9,379	4,845	45,227	44,821	100.9
	小型車		自営	2,425	1,424	1,148	639	5,636	5,512	102.2
			計	251	139	122	28	540	533	101.3
			計	2,676	1,563	1,270	667	6,176	6,045	102.2
	軽四輪車		自営	1,882	1,321	1,079	485	4,767	4,736	100.7
			計	451	79	103	40	673	685	98.2
			計	2,333	1,400	1,182	525	5,440	5,421	100.4
	大型特殊車		自営	2,869	2,788	1,306	682	7,645	7,648	100.0
			計	52	42	29	1	124	125	99.2
			計	2,921	2,830	1,335	683	7,769	7,773	99.9
特種(殊)用途計		自営	20,261	14,053	10,329	5,376	50,019	49,552	100.9	
		計	7,628	2,784	2,837	1,344	14,593	14,508	100.6	
		計	27,889	16,837	13,166	6,720	64,612	64,060	100.9	
二輪	小型二輪車		自営	36,700	20,027	16,304	7,864	80,895	76,681	105.5
			計	7	3	2	1	13	11	118.2
			計	36,707	20,030	16,306	7,865	80,908	76,692	105.5
	軽二輪車		計	29,272	23,141	14,376	7,279	74,068	71,659	103.4
二輪計		計	65,979	43,171	30,682	15,144	154,976	148,351	104.5	
登録自動車数合計				910,543	495,918	346,257	175,064	1,927,782	1,924,160	100.2
検査自動車数合計				947,250	515,948	362,563	182,929	2,008,690	2,000,852	100.4
軽自動車数合計				511,110	387,276	354,529	176,888	1,429,803	1,423,875	100.4
合計				1,458,360	903,224	717,092	359,817	3,438,493	3,424,727	100.4
前年同月車両数				1,446,621	901,832	715,583	360,691	3,424,727	3,386,677	—
対前年同月比				100.8	100.2	100.2	99.8	100.4	101.1	—

3. 福岡県内全保有自動車数の推移

(単位:千台)

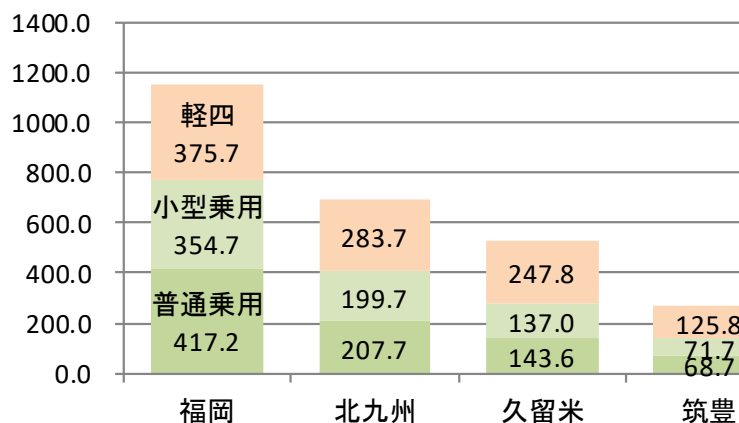


4. 管轄支局・事務所別保有自動車数の推移 (単位:万台) (各年度末)

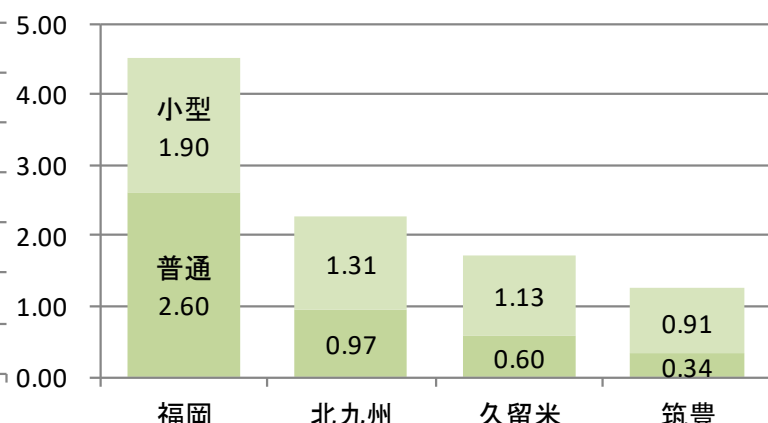


5. 車種別保有車両数(令和4年3月末現在)(単位:千台)

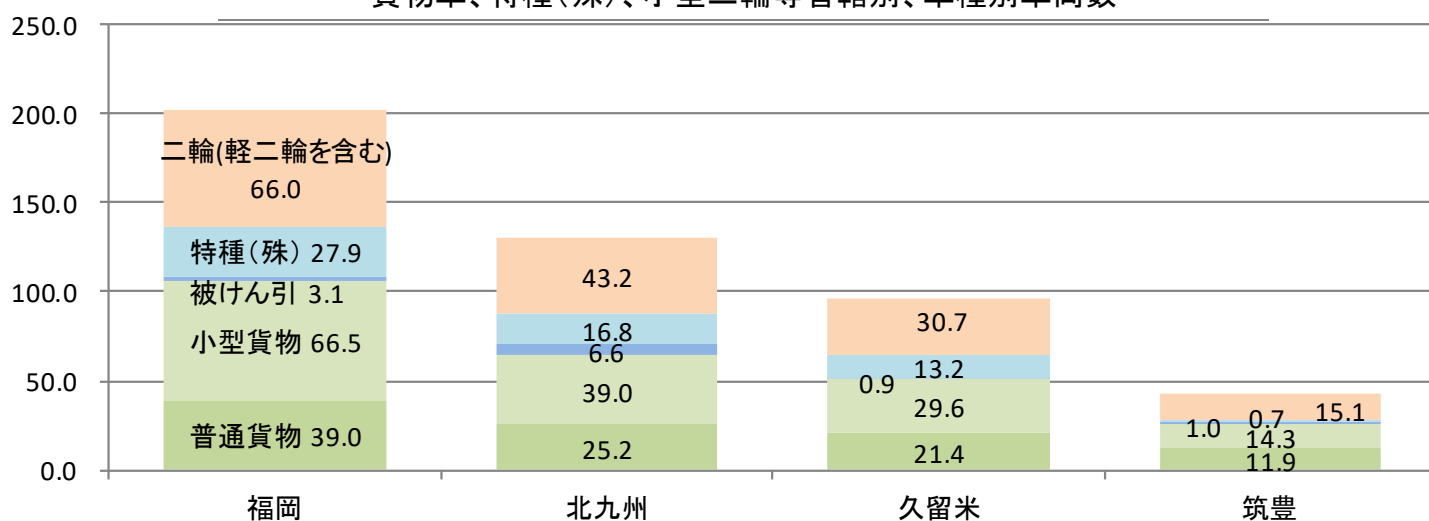
乗用自動車の管轄別、車種別車両数



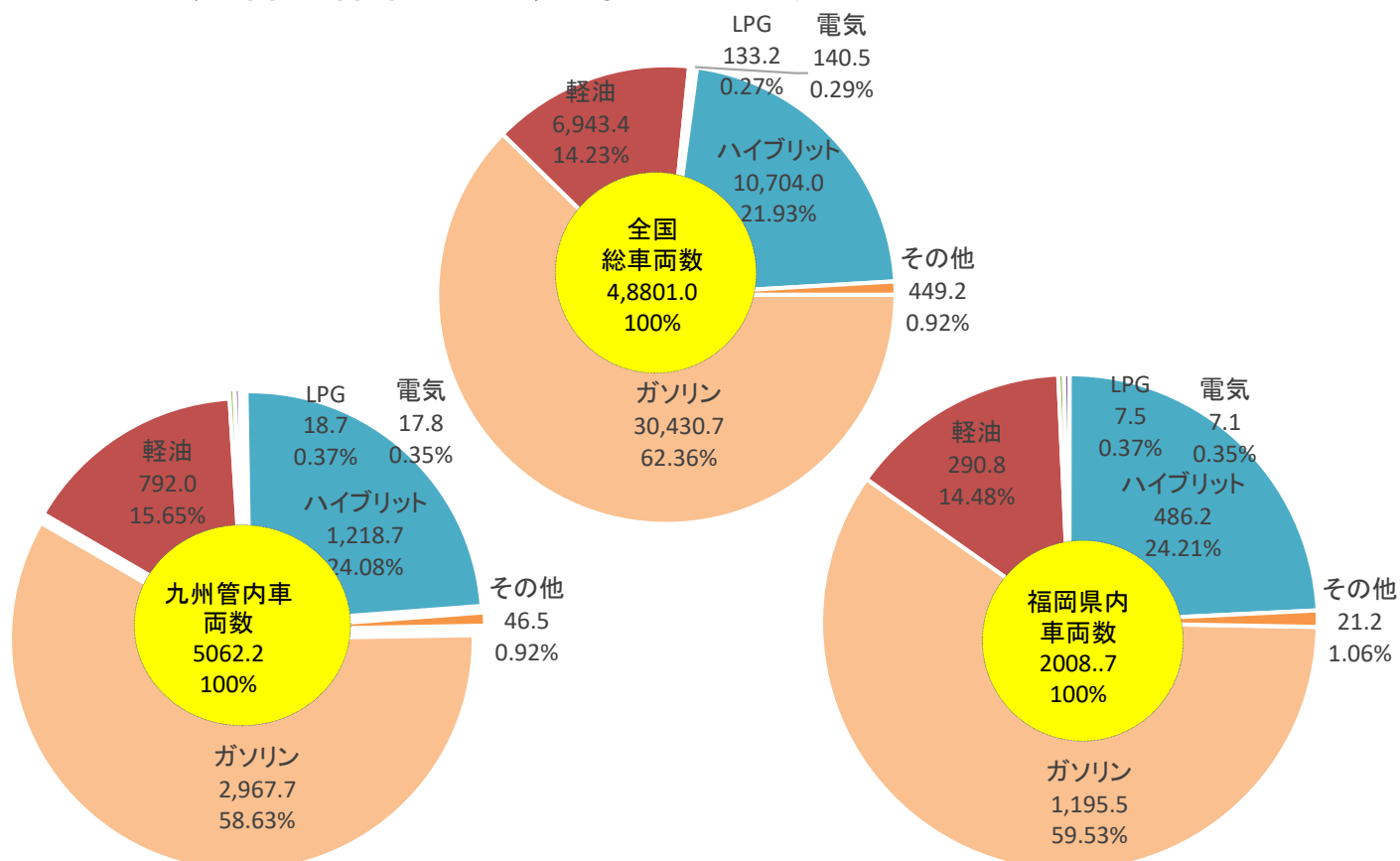
乗合自動車の管轄別、車種別車両数



貨物車、特種(殊)、小型二輪等管轄別、車種別車両数



6. 燃料別保有車両数(令和4年3月末現在)(単位:千台)



7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和4年3月末現在)

(福岡運輸支局管内)

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)			二輪 (小型二輪)	不明	登録車計 (小二合)	軽合計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽 自 動 車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車		軽四輪車		
				四 輪	三 輪												
福 岡 市 計 (政 令 移 行 後)	17,028	40,079	1,772	50,601	7	1,645	853	249,353	203,474	168,925	11,276	1,282	1,231	20,985	29	547,747	220,793
東 区	6,854	7,606	1,386	9,693	0	286	226	50,860	41,862	43,228	4,151	529	296	4,375	9	118,135	53,226
博 多 区	4,187	14,973	118	11,582	1	341	151	44,912	44,246	26,074	2,428	417	285	3,444	5	115,217	37,947
中 央 区	939	3,416	161	4,068	0	154	73	31,063	19,954	9,048	1,234	74	147	2,143	3	59,211	13,266
南 区	1,256	4,943	3	7,232	1	213	142	39,938	31,316	27,181	1,025	82	175	3,526	1	82,444	34,590
西 区	1,981	3,846	57	7,901	3	356	123	31,656	25,712	26,759	1,293	130	135	2,849	4	68,003	34,802
早 良 区	1,248	3,489	33	6,994	1	177	77	32,845	25,365	24,146	780	41	116	2,787	5	66,842	31,262
城 南 区	563	1,806	14	3,131	1	118	61	18,079	15,019	12,489	365	9	77	1,861	2	37,895	15,700
春 日 市	669	1,984	5	3,504	0	18	48	17,903	15,607	18,178	433	93	64	1,681	3	38,441	21,749
大 野 城 市	1,786	3,794	37	4,016	1	169	152	18,012	15,182	17,464	968	262	59	1,502	4	41,864	21,544
那 珂 川 市	921	1,971	18	3,299	0	144	45	8,585	7,339	10,079	428	26	52	923	1	20,400	13,431
筑 紫 野 市	1,418	2,255	35	4,552	0	98	69	17,409	15,622	20,467	1,198	90	130	1,465	4	39,659	25,153
宗 像 市	834	1,437	34	5,417	0	117	103	16,052	16,648	22,482	677	102	99	1,378	1	37,382	27,999
太 宰 府 市	1,378	1,499	120	2,684	0	39	62	11,679	10,584	13,577	664	41	67	1,034	1	27,100	16,329
古 賀 市	2,042	1,768	114	3,120	0	26	68	10,152	9,624	13,671	1,360	155	106	911	0	26,220	16,897
福 津 市	595	1,046	19	3,387	0	5	53	10,227	10,129	14,273	336	24	51	950	0	23,384	17,711
糸 島 市	1,420	2,483	85	9,140	0	58	135	15,400	14,349	23,607	932	71	140	1,685	0	36,618	32,887
糟 屋 郡	10,924	8,129	810	13,408	0	284	308	42,446	36,124	53,409	4,328	487	334	4,177	9	108,017	67,160
宇 美 町	1,786	1,436	140	2,184	0	130	40	6,579	5,436	9,642	640	158	46	880	1	17,225	11,873
粕 屋 町	2,650	1,827	228	2,858	0	36	38	9,021	7,522	10,602	946	62	58	803	1	23,133	13,519
篠 栗 町	718	625	105	1,580	0	22	55	5,024	4,576	7,120	348	45	23	532	2	12,050	8,725
志 免 町	1,414	1,410	36	2,242	0	15	78	8,066	6,788	9,521	629	50	74	748	0	19,234	11,837
新 宮 町	1,395	1,101	119	1,607	0	50	61	6,586	5,167	6,501	694	58	38	429	2	15,660	8,148
須 恵 町	1,500	1,335	59	2,024	0	3	25	5,365	5,114	7,544	555	72	74	596	2	14,624	9,644
久 山 町	1,461	395	123	913	0	28	11	1,805	1,521	2,479	516	42	21	189	1	6,091	3,414
合 計	38,445	66,457	3,053	103,128	8	2,605	1,897	417,225	354,702	376,132	22,635	2,921	2,333	36,707	52	940,018	481,653

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和4年3月末現在)」と一致しない。
※平成30年度までに下記10市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
福 岡 市 東 区	糟屋郡志賀町
福 岡 市 早 良 区	早良郡早良町
春 日 市	筑紫郡春日町
大 野 城 市	筑紫郡大野町
筑 紫 野 市	筑紫郡筑紫野町
宗 像 市	宗像郡宗像町、宗像郡玄海町、宗像郡大島村
太 宰 府 市	筑紫郡太宰府町
古 賀 市	糟屋郡古賀町
福 津 市	宗像郡福岡町、宗像郡津屋崎町
糸 島 市	前原市、糸島郡前原町、糸島郡二丈町、糸島郡志摩町
那 珂 川 市	筑紫郡那珂川町

7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和4年3月末現在)

(北九州自動車検査登録事務所管内)

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)			二 輪 (小型二輪)	不明	登録車計 (小二含)	軽合計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽 自 動 車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車		軽四輪車		
				四 輪	三 輪												
北 九 州 市 計 (政 令 移 行 後)	17,520	29,607	5,053	50,526	3	864	872	154,048	146,150	192,956	9,579	2,413	969	13,659	17	379,765	244,471
門 司 区	3,289	2,376	3,571	4,646	0	128	93	13,990	13,950	20,167	1,290	472	95	1,324	2	40,483	24,910
若 松 区	2,660	2,556	385	5,090	0	86	92	14,249	12,814	19,855	1,082	418	80	1,264	0	35,606	25,025
戸 畑 区	732	1,904	109	3,036	0	80	29	8,590	8,368	10,112	380	118	43	860	0	21,170	13,191
小 倉 北 区	3,977	6,967	473	10,801	1	153	189	29,803	27,136	29,838	2,796	682	257	2,259	3	74,435	40,900
小 倉 南 区	2,760	6,556	198	11,461	1	162	143	34,977	32,601	45,461	1,572	231	224	3,440	2	82,640	57,149
八 幡 西 区	3,487	7,352	234	12,140	1	238	273	42,690	41,598	55,964	1,990	413	216	3,747	6	102,022	68,327
八 幡 東 区	615	1,896	83	3,352	0	17	53	9,749	9,683	11,559	469	79	54	765	4	23,409	14,969
行 橋 市	1,209	1,691	195	6,120	1	14	89	12,370	11,896	20,924	561	48	84	1,475	2	29,548	27,131
豊 前 市	559	543	11	3,041	1	4	44	3,849	4,076	7,640	327	26	45	504	0	9,943	10,727
中 間 市	661	1,257	22	2,526	0	6	38	6,224	6,582	11,040	309	20	51	781	0	15,900	13,617
遠 賀 郡	2,250	2,876	459	6,115	2	43	128	15,280	15,636	25,575	934	113	91	1,693	2	39,412	31,785
芦 屋 町	196	342	4	959	0	6	23	2,308	2,164	3,877	95	6	14	285	0	5,429	4,850
水 巻 町	719	1,000	64	1,712	2	10	41	4,540	4,500	8,101	297	43	23	503	0	11,717	9,838
岡 垣 町	587	776	127	1,965	0	21	24	5,055	5,349	8,138	244	24	31	541	1	12,748	10,135
遠 賀 町	748	758	264	1,479	0	6	40	3,377	3,623	5,459	298	40	23	364	1	9,518	6,962
京 都 郡	2,282	1,988	806	5,859	1	36	86	10,495	10,064	16,042	531	149	95	1,222	0	27,659	21,997
苅 田 町	1,791	1,326	780	2,542	1	30	51	7,297	6,564	10,287	367	113	37	787	0	19,106	12,867
み や こ 町	491	662	26	3,317	0	6	35	3,198	3,500	5,755	164	36	58	435	0	8,553	9,130
築 上 郡	697	998	44	4,497	0	6	50	5,465	5,312	9,623	361	51	64	694	3	13,678	14,187
吉 富 町	146	156	30	583	0	0	4	1,098	1,016	2,039	64	1	3	120	0	2,635	2,625
上 毛 町	205	281	1	1,356	0	0	14	1,314	1,318	2,380	79	21	15	187	0	3,420	3,751
築 上 町	346	561	13	2,558	0	6	32	3,053	2,978	5,204	218	29	46	387	3	7,623	7,811
合 計	25,185	38,967	6,593	78,992	8	973	1,307	207,736	199,722	284,073	12,607	2,830	1,400	20,030	24	515,950	363,915

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和4年3月末現在)」と一致しない。
※平成30年度までに下記10市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
北九州市小倉北区	北九州市小倉区
北九州市八幡西区	北九州市八幡区
京都郡みやこ町	京都郡勝山町、豊津町、犀川町
築上郡上毛町	築上郡新吉富村、大平村
築上郡築上町	築上郡椎田町、築城町

7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和4年3月末現在)

(久留米自動車検査登録事務所管内)

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)			二 輪 (小型二輪)	登 録 車 計 (小 二 合)	軽 合 計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽 自 動 車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車			
				四 輪	三 輪											
大 牟 田 市	2,044	2,950	163	7,754	2	54	118	16,240	17,180	31,727	1,200	266	182	1,930	42,145	39,670
久 留 米 市	6,040	9,853	157	23,336	1	127	291	52,999	47,496	74,457	3,256	346	359	5,626	126,191	98,158
柳 川 市	1,504	2,583	71	7,959	0	36	92	9,966	9,942	20,293	718	127	82	1,078	26,117	28,334
八 女 市	1,957	3,033	165	11,274	2	132	160	9,774	9,803	19,935	1,236	98	126	1,300	27,658	31,337
筑 後 市	1,373	1,523	21	4,466	0	22	70	8,091	7,631	15,548	736	50	56	933	20,450	20,072
大 川 市	1,131	1,418	26	3,961	0	28	36	5,390	5,314	10,245	270	85	46	528	14,226	14,252
小 郡 市	900	927	68	3,202	0	2	47	9,243	8,891	14,444	541	21	45	807	21,447	17,692
う き は 市	733	1,109	8	5,005	1	29	49	4,484	4,382	9,270	304	36	52	639	11,773	14,328
朝 倉 市	2,034	2,267	119	8,633	1	116	114	8,599	8,265	16,003	825	81	63	1,105	23,525	24,700
み や ま 市	873	1,245	34	6,256	0	7	45	5,581	5,715	11,324	372	107	66	817	14,796	17,648
朝 倉 郡	961	1,068	33	3,520	0	19	47	5,088	5,014	9,328	423	32	43	570	13,255	12,892
筑 前 町	902	999	33	3,029	0	18	36	4,756	4,700	8,755	398	29	37	528	12,399	11,822
東 峰 村	59	69	0	491	0	1	11	332	314	573	25	3	6	42	856	1,070
三 井 郡	859	558	19	1,868	1	1	12	2,535	2,388	4,820	348	7	20	254	6,981	6,709
大 刀 洗 町	859	558	19	0	0	1	12	2,535	2,388	0	348	7	0	254	6,981	6,706
三 潞 郡	311	365	9	1,437	0	0	11	2,337	2,080	4,246	80	19	18	270	5,482	5,701
大 木 町	311	365	9	0	0	0	11	2,337	2,080	0	80	19	0	270	5,482	5,714
八 女 郡	677	697	27	2,298	0	23	34	3,267	2,927	6,273	337	41	24	436	8,466	8,595
広 川 町	677	697	27	0	0	23	34	3,267	2,927	0	337	41	0	436	8,466	8,607
合 計	21,404	29,602	920	90,969	8	596	1,127	143,594	137,030	247,913	10,649	1,335	1,182	16,306	362,563	340,088

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和4年3月末現在)」と一致しない。
※平成30年度までに下記10市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
久留米市	浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、三潞町
うきは市	浮羽郡浮羽町、吉井町
柳川市	山門郡大和町、三橋町
朝倉市	甘木市、朝倉郡朝倉町、杷木町
八女市	八女郡上陽町、黒木町、立花町、矢部村、星野村
みやま市	山門郡瀬高町、山川町、三池郡高田町
筑前町	朝倉郡三輪町、夜須町
東峰村	朝倉郡小石原村、宝殊山村

7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和4年3月末現在)

(筑豊自動車検査登録事務所管内)

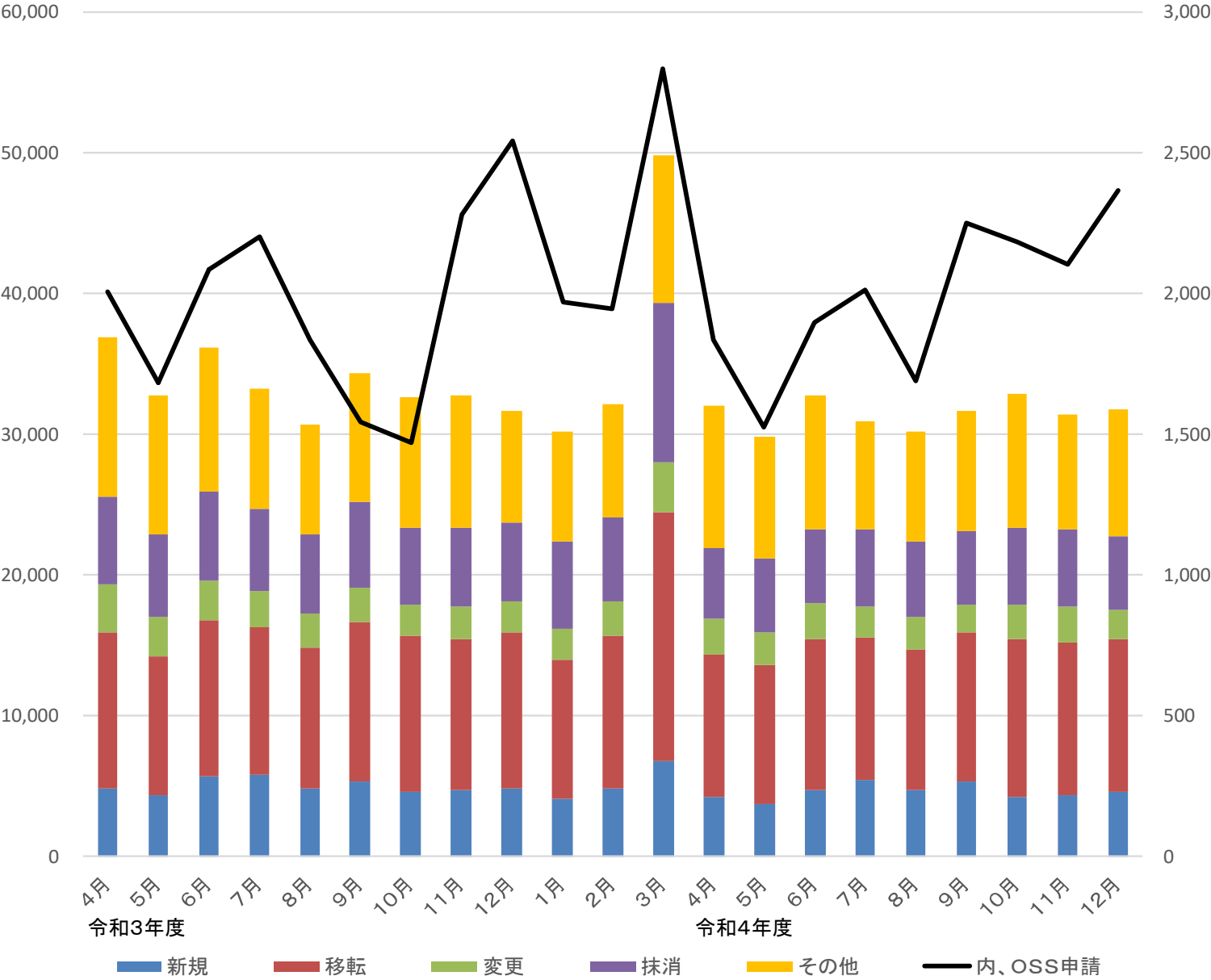
	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)			二 輪 (小型二輪)	登 録 車 計 (小二合)	軽 合 計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽 自 動 車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車			
				四 輪	三 輪											
直 方 市	1,146	1,872	87	4,398	2	63	82	9,408	9,651	16,469	606	84	57	963	23,962	20,927
飯 塚 市	3,296	4,182	309	10,616	0	112	212	22,115	22,296	37,280	1,724	171	161	2,236	56,653	48,064
田 川 市	1,332	1,728	135	5,105	0	61	92	7,970	8,391	14,746	869	127	80	979	21,684	19,933
宮 若 市	1,645	1,134	114	3,144	0	37	90	4,792	4,876	8,685	438	53	38	521	13,700	11,868
嘉 麻 市	960	1,169	84	4,295	0	31	107	5,770	6,475	11,963	360	70	45	787	15,813	16,304
鞍 手 郡	988	945	81	2,250	0	3	46	3,842	4,060	7,214	260	50	26	381	10,656	9,491
小 竹 町	449	277	65	721	0	0	14	1,231	1,308	2,321	121	19	6	130	3,614	3,048
鞍 手 町	539	668	16	1,529	0	3	32	2,611	2,752	4,893	139	31	20	251	7,042	6,443
嘉 穂 郡	413	392	34	1,169	0	5	26	2,050	2,214	4,002	187	31	12	246	5,598	5,185
桂 川 町	413	392	34	0	0	5	26	2,050	2,214	0	187	31	0	246	5,598	0
田 川 郡	2,076	2,897	174	12,166	0	28	245	12,707	13,777	25,448	1,064	72	106	1,746	34,786	37,725
福 智 町	725	789	56	3,071	0	14	66	3,766	3,870	7,377	339	26	29	540	10,191	10,478
香 春 町	312	393	61	1,554	0	1	22	1,786	1,964	3,383	169	6	21	223	4,937	4,959
添 田 町	203	312	0	1,764	0	3	34	1,446	1,756	3,000	101	8	10	195	4,058	4,775
糸 田 町	123	229	2	1,109	0	1	38	1,423	1,492	2,912	124	7	9	187	3,626	4,030
川 崎 町	405	698	25	2,570	0	7	48	2,634	2,872	5,879	223	10	17	318	7,240	8,468
大 任 町	200	263	29	1,231	0	1	23	1,067	1,076	1,853	68	15	9	196	2,938	3,093
赤 村	108	213	1	867	0	1	14	585	747	1,044	40	0	11	87	1,796	1,922
合 計	11,873	14,328	1,018	43,143	2	342	911	68,656	71,741	125,807	5,512	683	525	7,865	182,929	169,497

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和4年3月末現在)」と一致しない。
 ※平成30年度までに下記10市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
飯塚市	嘉穂郡穂波町、筑穂町、庄内町、潁田町
宮若市	鞍手郡宮田町、若宮町
嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、碓井町、嘉穂町
田川郡福智町	田川郡赤池町、金田町、方城町

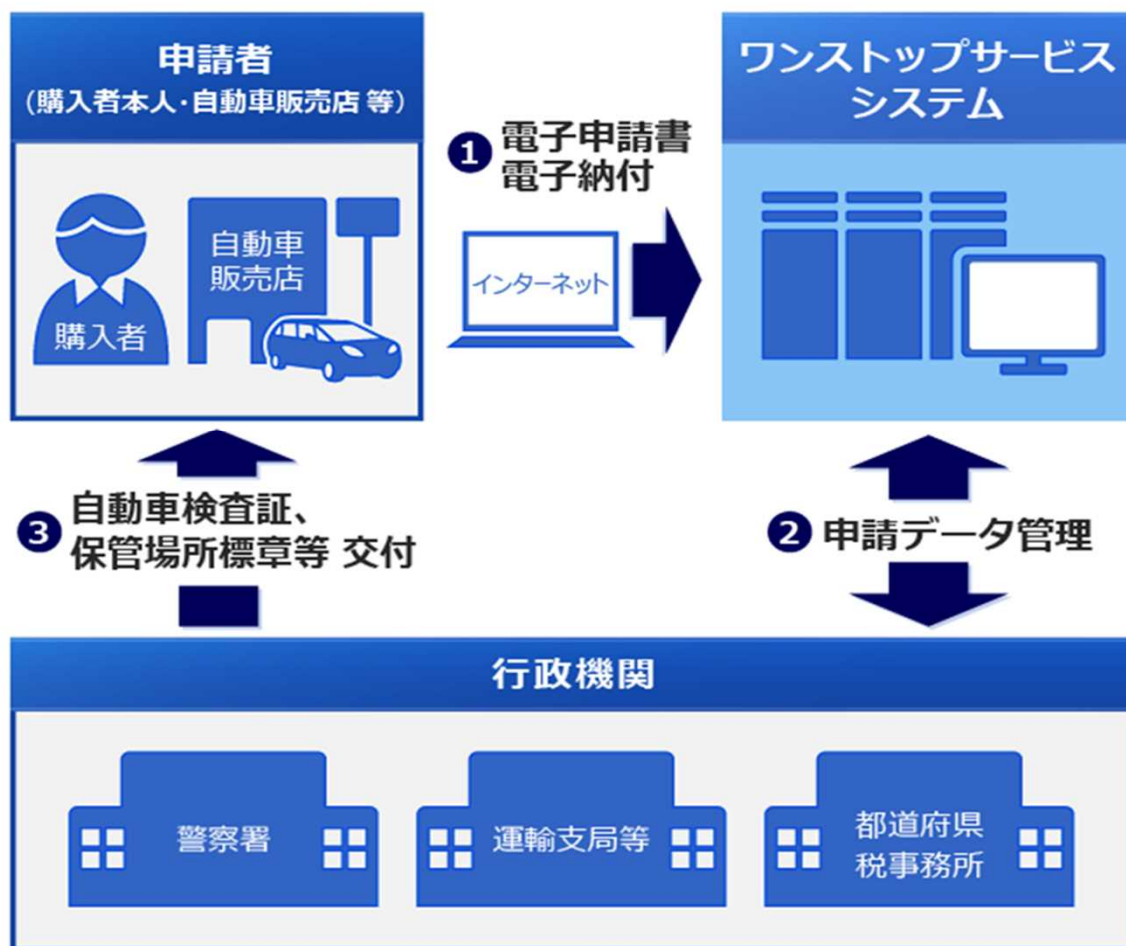
8. 登録関係業務量

(福岡運輸支局管内)



		登録申請						内、OSS申請				
		新規	移転	変更	抹消	その他	合計	新規	移転	変更	抹消	合計
令和3年度	4月	4,828	11,070	3,509	6,114	11,368	36,889	1,582	192	48	185	2,007
	5月	4,377	9,912	2,763	5,830	9,918	32,800	1,313	165	60	147	1,685
	6月	5,690	11,151	2,786	6,318	10,253	36,198	1,638	203	69	177	2,087
	7月	5,834	10,487	2,501	5,907	8,487	33,216	1,836	164	57	146	2,203
	8月	4,798	10,109	2,338	5,679	7,790	30,714	1,459	183	31	165	1,838
	9月	5,357	11,305	2,485	6,045	9,188	32,589	1,160	187	45	154	1,546
	10月	4,575	11,136	2,136	5,543	9,199	32,589	1,117	173	38	140	1,468
	11月	4,773	10,699	2,317	5,582	9,353	32,724	1,847	162	117	158	2,284
	12月	4,825	11,143	2,168	5,618	7,911	31,665	2,155	167	63	157	2,542
	1月	4,144	9,809	2,282	6,190	7,721	30,146	1,645	162	28	138	1,973
	2月	4,898	10,780	2,517	5,975	8,017	32,187	1,603	161	42	140	1,946
	3月	6,806	17,621	3,550	11,323	10,527	49,827	2,350	196	71	185	2,802
令和4年度	4月	4,274	10,117	2,524	4,995	10,144	32,054	1,440	178	49	169	1,836
	5月	3,777	9,840	2,353	5,210	8,656	29,621	1,165	145	93	121	1,524
	6月	4,725	10,691	2,636	5,227	9,501	32,780	1,503	161	86	149	1,899
	7月	5,447	10,080	2,278	5,473	7,626	30,904	1,640	158	70	143	2,011
	8月	4,682	10,042	2,269	5,423	7,824	30,240	1,362	149	55	124	1,690
	9月	5,302	10,607	2,035	5,195	8,533	31,672	1,906	142	77	123	2,248
	10月	4,293	11,155	2,450	5,438	9,571	32,907	1,786	158	89	151	2,184
	11月	4,406	10,842	2,484	5,532	8,211	31,475	1,733	150	86	136	2,105
	12月	4,613	10,788	2,128	5,294	8,918	31,741	1,976	179	45	168	2,368

自動車保有関係手続のワンストップサービス



対象地域に関する情報

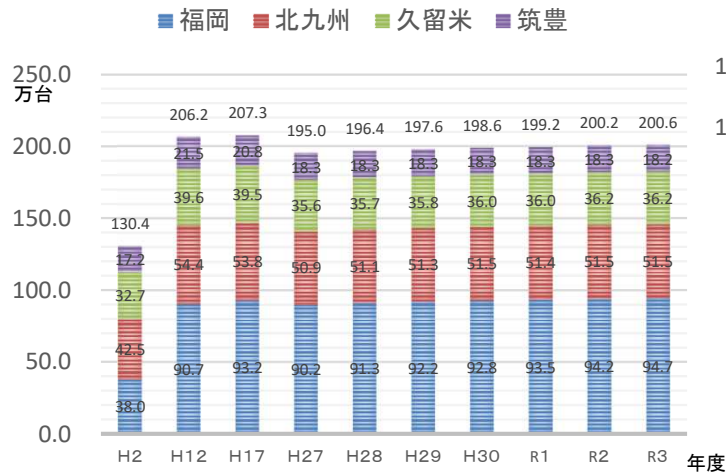
都道府県	申請が可能な手続											
	新車新規登録	中古車新規登録	移転登録	変更登録	一時抹消登録	永久抹消登録／還付なし	永久抹消登録／還付あり	移転一時抹消登録	移転永久抹消登録／還付なし	移転永久抹消登録／還付あり	変更一時抹消登録	継続検査
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

自動車の検査対象車両数(軽自動車を除く)は、令和4年6月末現在で約200万台となっている。

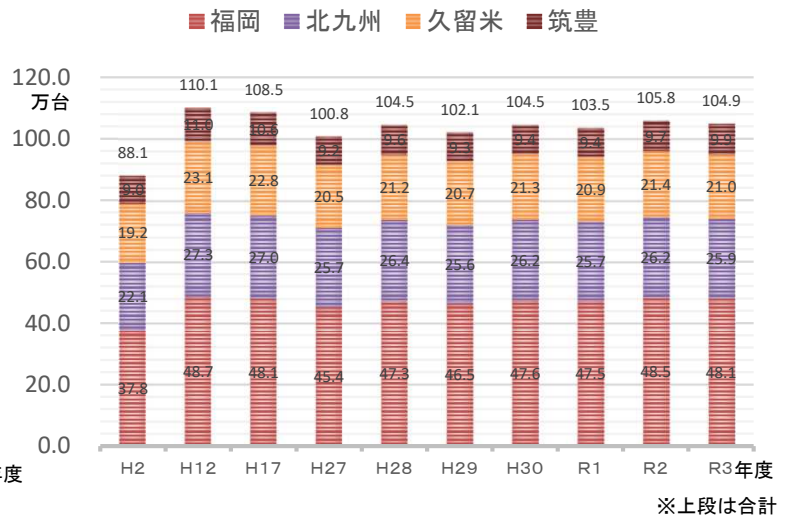
新規検査等(構造等変更検査、予備検査を含む)については、年間約17万4千台、継続検査については、約88万4千台であり、前年度に比べて微増となっている。なお、申請者の負担軽減を目的とした「継続検査手続きのワンストップサービス(OSS)」が平成29年4月1日からスタートしている。

点検整備制度については、近年では多くの自動車に電子的な制御が用いられていることから、その状態を適切に確認することを目的とし点検基準の改正が行われ、令和3年10月より、車載式故障診断装置(OBD)を用いた点検が開始されている。

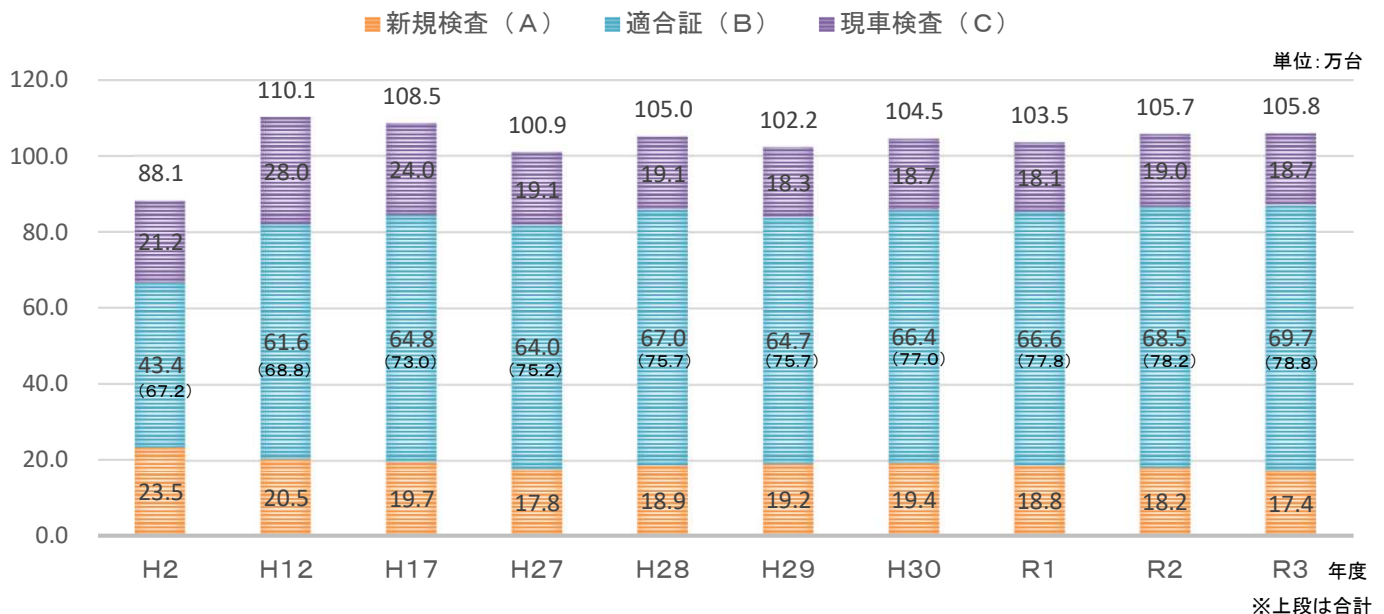
1. 支局・事務所別検査対象車両数の推移



2. 支局・事務所別検査車両数の推移



3. 検査種別の検査車両数の推移



注1 新規検査(A)には、構造等変更検査及び予備検査を含む。

注2 適合証(B)は継続検査のみで、新規検査における指定整備を除く。

注3 現車検査(C)は、継続検査の現車検査と分解整備検査(平成10年11月まで)を含む。

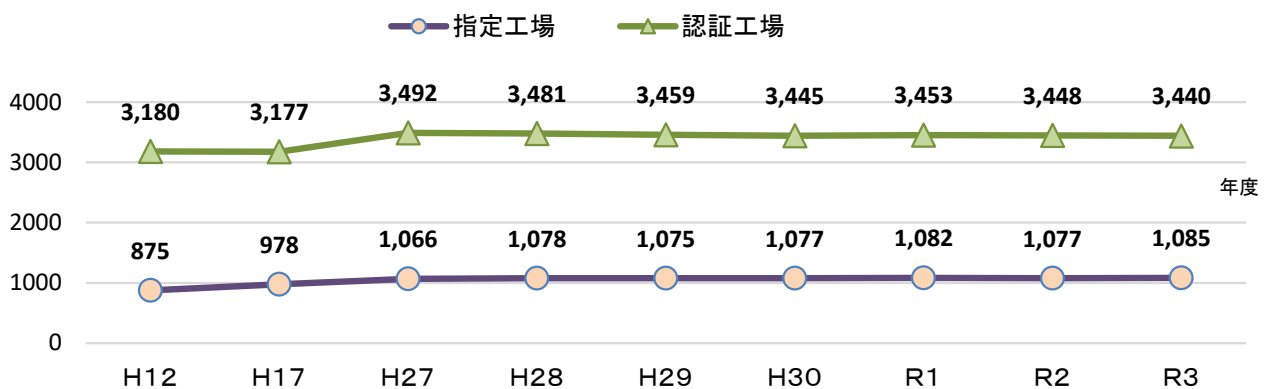
注4 図中()書きは指定整備率(B/(B+C))を示す。

○令和4年3月末現在、福岡県内の自動車特定整備事業場(認証工場)は3,440工場、指定整備事業場(指定工場)は、1,085工場であり、平成27年度から横ばいである。

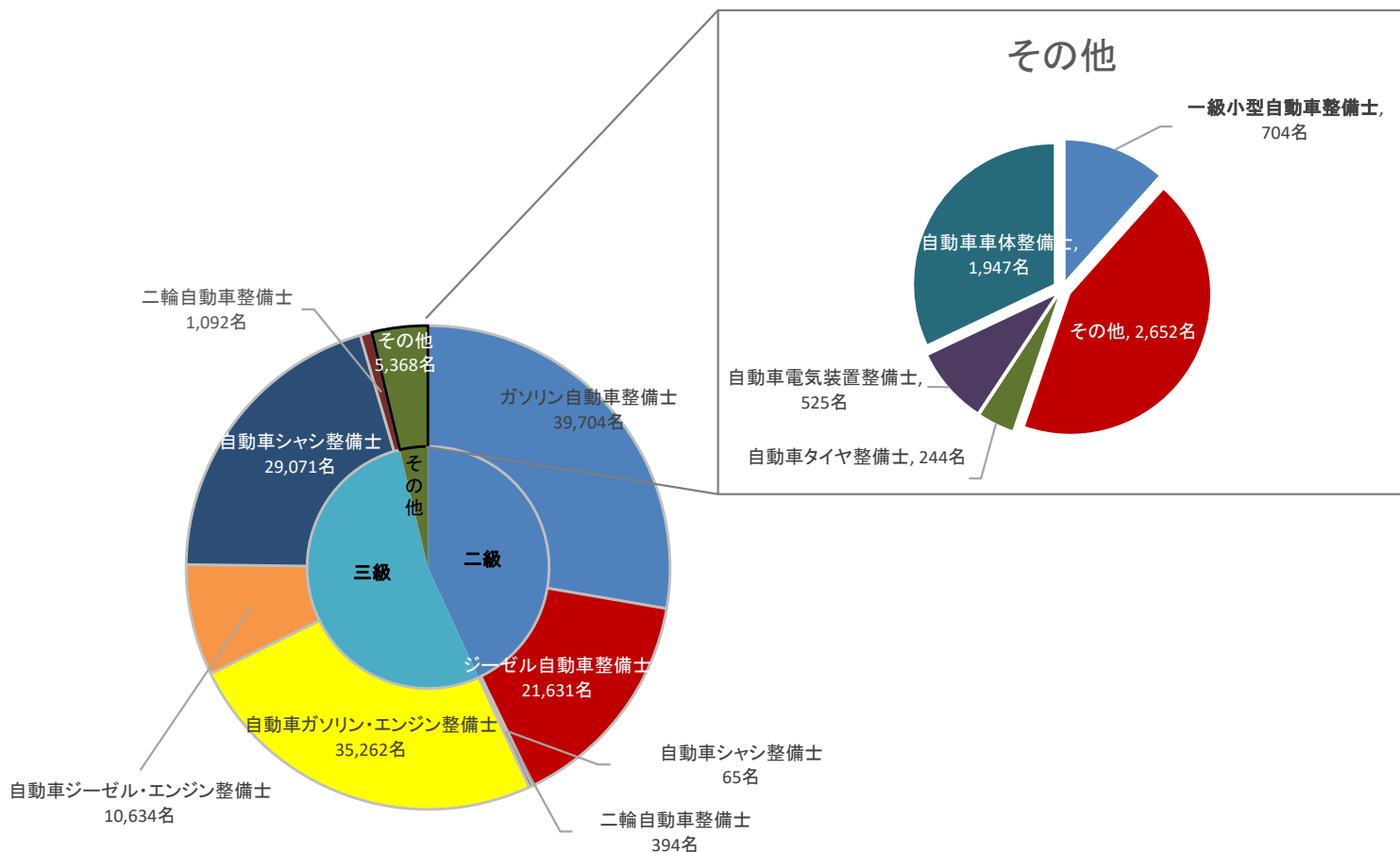
○自動車整備士技能検定については、平成14年度より一級小型自動車整備士の試験が開始され、福岡県内においては、令和4年3月末時点で704名が有資格者となっている。

○近年、自動ブレーキやレーンキープアシストなどの運転支援装置を搭載した自動車が急速に普及していることから、これらを搭載した自動車の点検・整備の実施に際し必要とされる知識の習得を目的とし、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を開催している。

1. 自動車整備事業者の推移



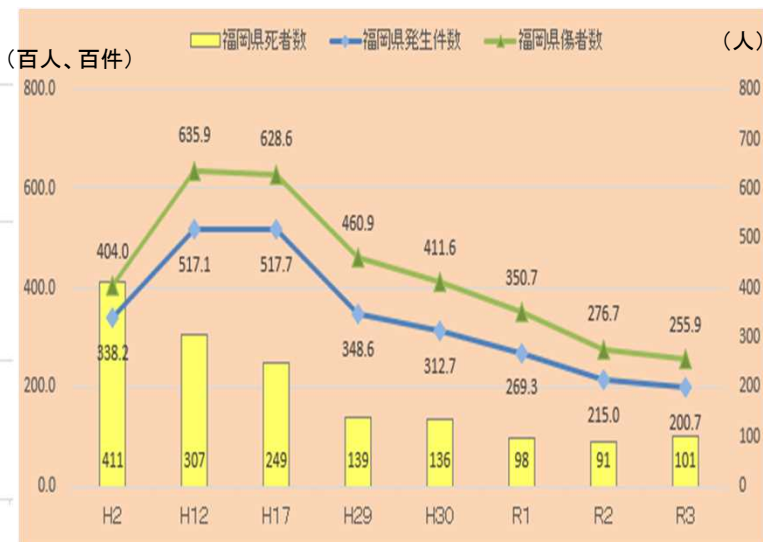
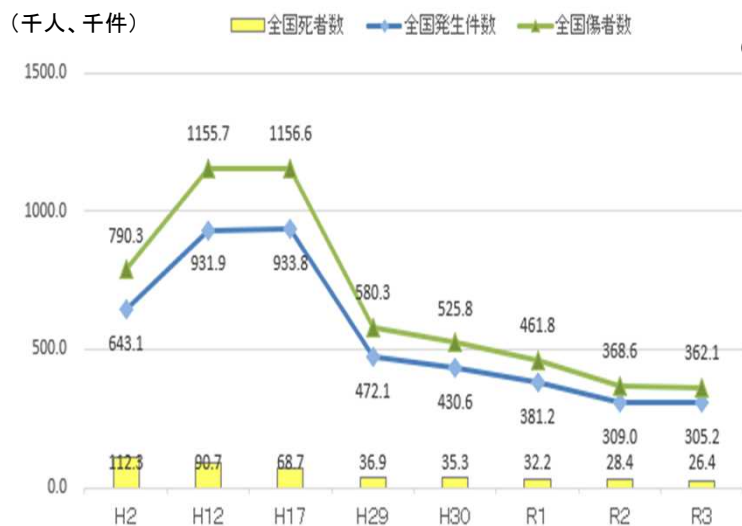
2. 自動車整備士合格者件数(令和4年3月末現在)



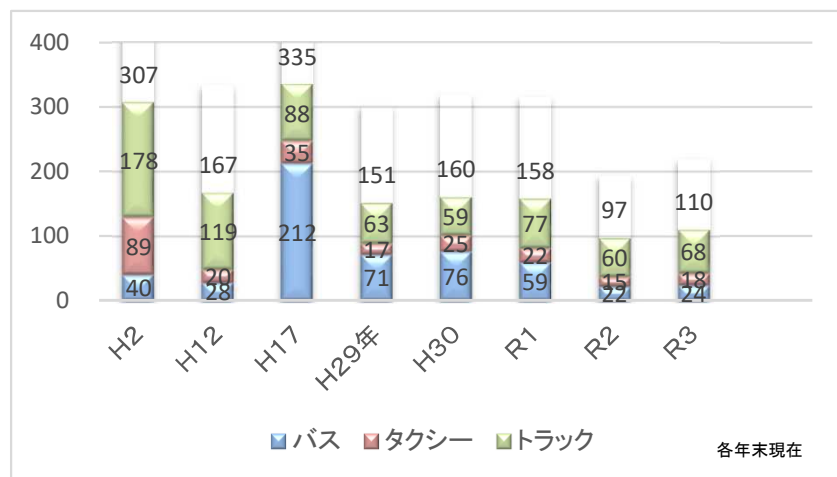
福岡県における令和3年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数110件、死者数17人、負傷者数65人となっている。

自動車の排出ガス対策については、政府が大都市地域等における自動車に起因する大気汚染への対策として、バス・タクシー・トラック事業者を中心に圧縮天然ガス(CNG)自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、低燃費自動車の導入等に対する補助を行うとともに低公害自動車等の取得等において税制上の特例措置を講ずることにより、その普及対策を図ることとしている。

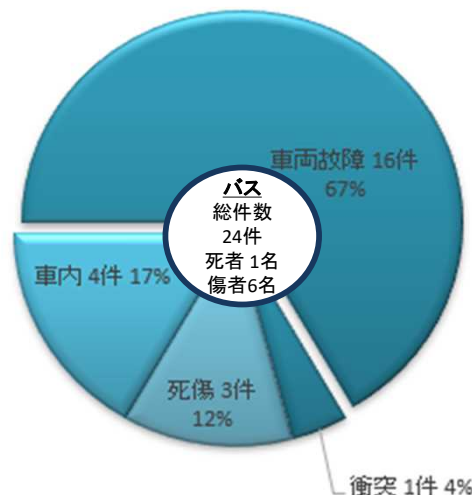
1. 事故発生状況の推移



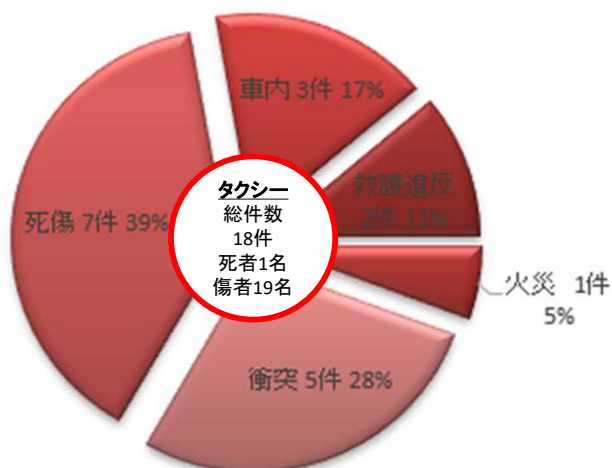
2. 福岡県における事業用自動車重大事故発生状況の推移



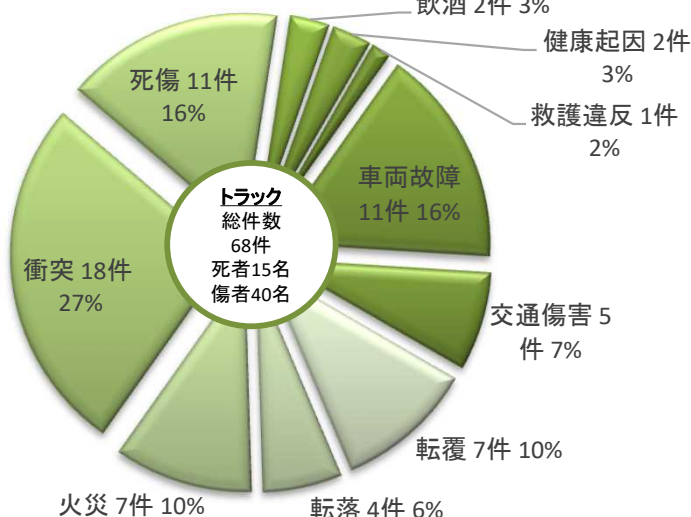
バスの事故種別発生状況(令和3年末)



タクシーの事故種別発生状況(令和3年末)



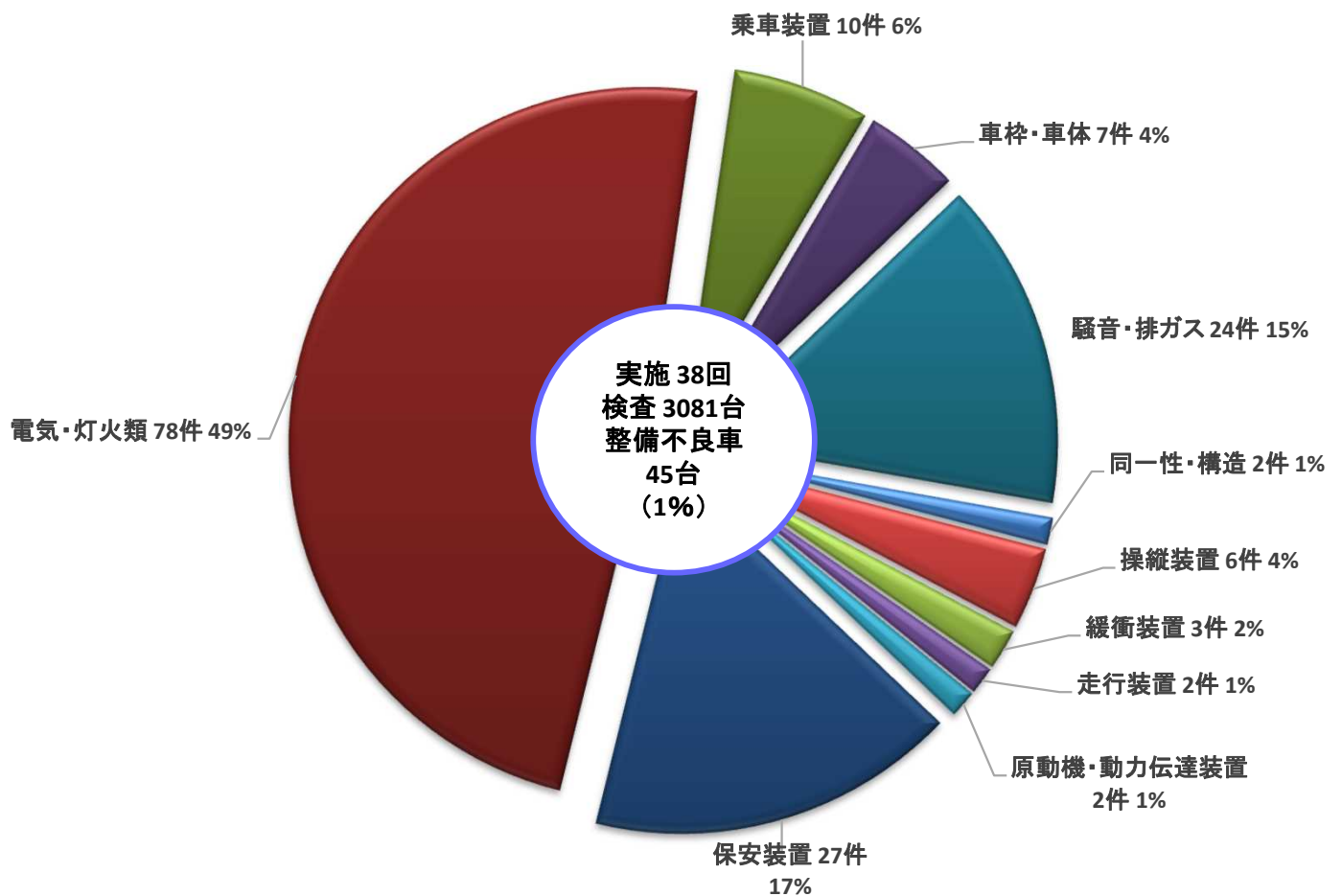
トラックの事故種別発生状況(令和3年末)



不正改造車を撲滅するため、警察と連携のもと、早朝・深夜における不正改造自動車の取り締まりのための街頭検査を積極的に実施している。

また、不正燃料による環境破壊防止のため、使用する燃料に係る検査の実施、令和元年度からは無車検運行車両への指導・警告を街頭検査の際に実施している。

装置別整備不良件数(令和3年度)

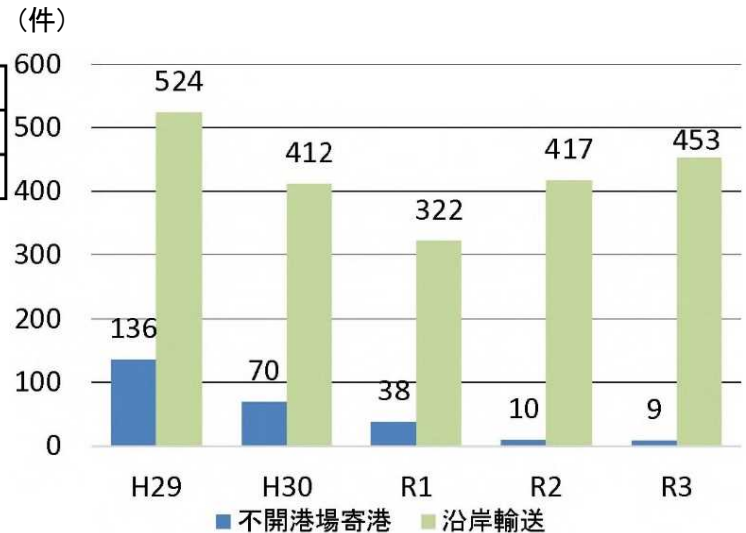


1. 不開港場寄港及び沿岸輸送の特許関係

令和3年度における不開港場への外国船寄港の特許件数は9件、沿岸輸送の特許件数は453件である。沿岸輸送特許は、大半が運航者の業務上の使用品である空コンテナの輸送である。
(※管内における開港場は、関門港、苅田港、博多港、三池港、厳原港の5港である。)

特許件数の推移(単位:件)

	年度 (件)				
	H29	H30	R1	R2	R3
不開港場寄港	136	70	38	10	9
沿岸輸送	524	412	322	417	453



(注) 不開港場寄港特許件数について

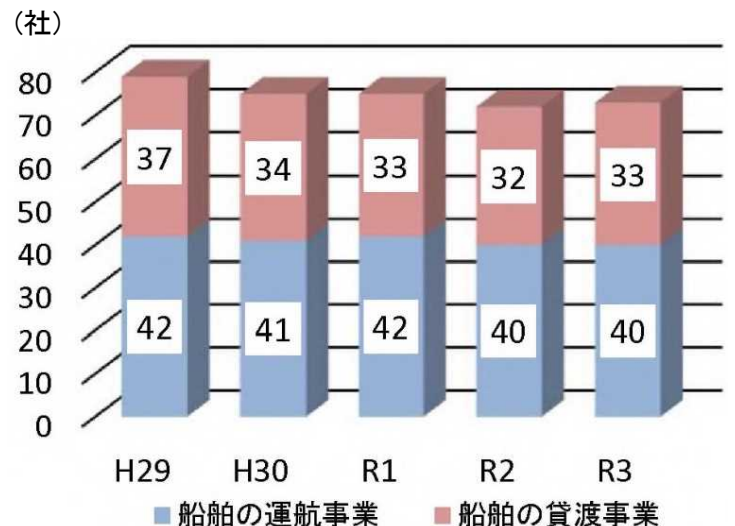
平成30年5月より、包括特許の取扱が可能となり、遊覧ヨットの特許期間が恒久となった等の影響により件数が減少。また、令和2年度以降は、コロナ禍の影響もあり、年間約10件となっている。

2. 内航海運業

県内における内航海運事業者の概況は下表のとおりで、登録事業者数は73業者(船舶の運航を行う事業者40業者、船舶の貸渡のみを行う事業者33業者)となっている。

内航海運事業者数の推移(登録事業者)

業種 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
船舶の運航事業	42	41	42	40	40
船舶の貸渡事業	37	34	33	32	33



支配隻数及び支配船腹量(船舶の運航を行う事業者)の推移(登録事業者)

	H29	H30	R1	R2	R3
支配隻数(隻)	187	172	157	164	167
支配船腹量(トン)	220,670	200,781	182,501	179,087	179,037

各年度3月31日現在

3. 旅客船事業

県内の旅客船事業者の概況は下表のとおりで、一般旅客定期航路が14事業者23航路、旅客不定期航路が21事業者24航路、特定旅客定期航路が1事業者1航路、合計36事業者(実事業者32)48航路となっている。

一般旅客定期航路事業は、北九州地区では関東、関西への長距離フェリーが特徴であり、福岡地区では、その大半が壱岐・対馬、玄界灘の離島航路である。

また、旅客不定期航路は関門港内、博多湾及び壱岐・対馬周辺の周遊航路である。

福岡県内における旅客航路事業者数の推移(長崎県壱岐・対馬を含む)

各年度4月1日現在

	S60	H7	H17	R1	R2	R3
事業者数	24	30	30	31	32	32
定期航路	20	23	24	22	23	23
不定期航路	11	18	21	25	24	24
特定航路	1	3	1	1	1	1

3-①. 旅客・自動車航送の輸送実績

県内航路の令和3年度における旅客輸送実績は、一般旅客定期航路事業が276万8千人、旅客不定期航路が2万8千人合計279万6千人で前年度に比べ26万9千人(10.8%)増加となっている。

また、自動車航送実績は、60万3千台で、前年度に比べ6万7千台(12.5%)増加となっている。

一般旅客定期航路における旅客輸送実績の推移(単位:万人)

年度

	H29	H30	R1	R2	R3
長距離航路	43.1	44.3	40.4	21.1	29.5
離島航路	178.7	187.1	178.6	108.5	114.3
その他の航路	76.4	71.6	69.8	73.9	84.9
国庫補助航路	67.1	69.0	72.7	46.4	48.1
合計	365.3	372.0	361.5	249.9	276.8

一般旅客定期航路における車両航送実績の推移(単位:万台)

年度

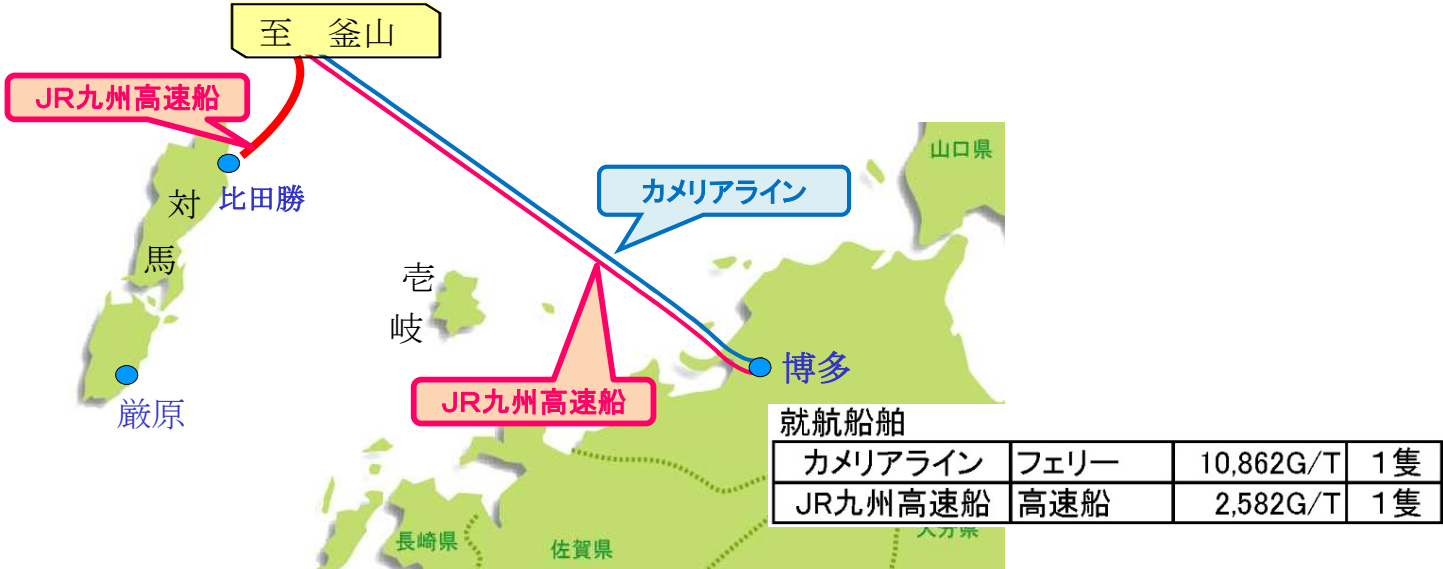
	H29	H30	R1	R2	R3
長距離航路	40.7	42.1	49.5	43.1	49.0
離島航路	7.0	7.7	11.0	9.5	10.2
国庫補助航路	1.0	1.1	1.4	1.0	1.1
合計	48.7	50.9	61.9	53.6	60.3

3-②. 対外旅客定期航路の輸送実績

福岡県は、韓国に近いという地理的優位性から対外旅客定期航路が充実しており、令和4年3月現在、博多～釜山間を2社(うち、フェリーのみ運航中。)が運航している。

博多と釜山を結ぶ対外旅客定期航路事業の輸送実績は、平成19年度に過去最高の83万人台を記録したが、その後の日韓の政治、セウォル号沈没事故などの影響により利用者の変動が著しい状況にある。

平成28年の熊本地震や朝鮮半島情勢の緊迫化、日韓の歴史問題、新型コロナウイルス感染症などの影響により、減少傾向が続いていたが、令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナによる入国制限のため全航路で旅客輸送を停止しており、旅客輸送実績は0となっている。



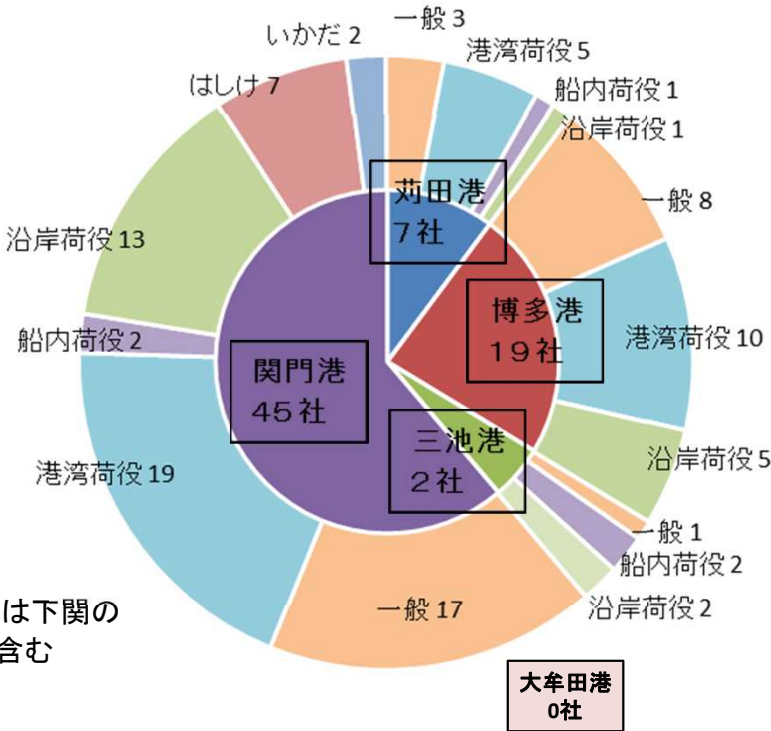
博多～韓国間 対外旅客定期航路旅客輸送実績 (単位：千人)

	H29	H30	R1	R2	R3
日本人	84.3	112.4	82.8	0.0	0.0
韓国人	290.1	230.6	92.7	0.0	0.0
その他	11.6	13.3	12.4	0.0	0.0
合計	386.0	356.3	187.9	0.0	0.0

4. 港湾運送事業

県内の港湾運送指定港湾は、関門港、苅田港、博多港、大牟田港、三池港の5港で、令和4年3月31日現在、実事業者数は66社であり、港別の事業者数は右表の示すとおりとなっている。なお、港湾運送事業者の規模は66社のうち資本金1億円以上は20社、1億円未満は46社となっており、大半が小規模事業者である。

※ 上記事業者の他に鑑定事業者1社



※ 関門港には下関の事業者を含む

4ー①.港湾荷役実績

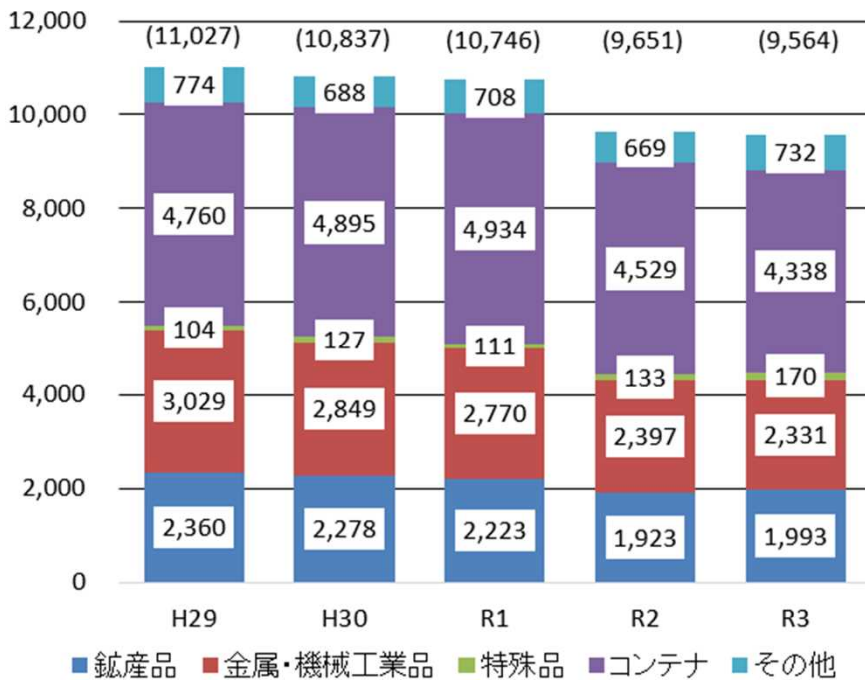
県内の港湾運送指定港湾の令和3年度の港湾荷役実績は、9,564万トンで、前年度に比べ87万トン（1.1%）減少した。

主要取扱貨物は、コンテナ（タイヤ、雑貨類）、金属・機械工業品、鉱産品、特殊品であり、中でもコンテナが、全取扱量の45.4%を占めている。

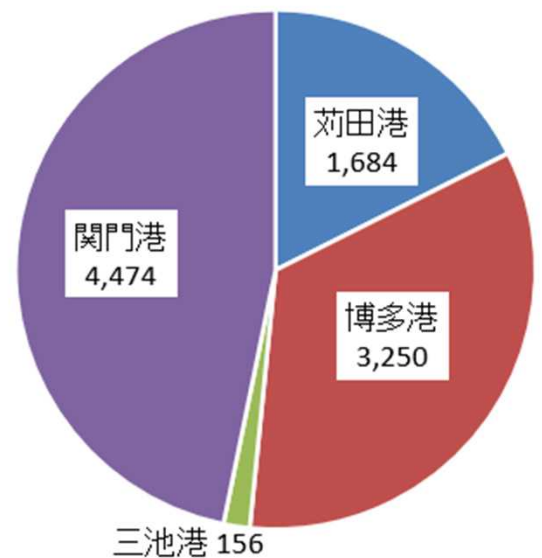
関門港、博多港においては、近年の著しいコンテナ輸送需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するため、ひびき地区やアイランドシティ地区において港湾及び関連施設の整備が進められている。

船舶積み卸し実績の推移

（万トン）



港別貨物取扱量



5. 海事産業次世代人材育成事業

九州運輸局では、平成20年2月に海事関係団体とともに「九州海事産業次世代人材育成推進協議会」を設置し、青少年に海の大切さ、海事産業の役割と重要性の周知を図るため海事施設見学会等により広報活動を強力に推進している。

令和3年度の実業次世代人材育成事業については、新型コロナウイルス感染の拡大防止と参加者の安全を第一とし、例年実施している福岡県内の小・中学校の児童・生徒及び中学校社会科教諭等を対象にした海事施設見学会については、中学校1件の実施にとどまった。



（一社）日本船主協会による出前講座



船上から船舶を見学する中学生

【造船業】

県内のほとんどの造船所は、内航船や小型漁船を対象としており、「修繕」が事業の主体となっている。

【船用工業】

県内の事業者数は35者で、ほとんどが小規模事業者である。

船用工業の生産高は、令和2年は1,377百万円で、前年に比べて456百万円(24.9%)減少した。

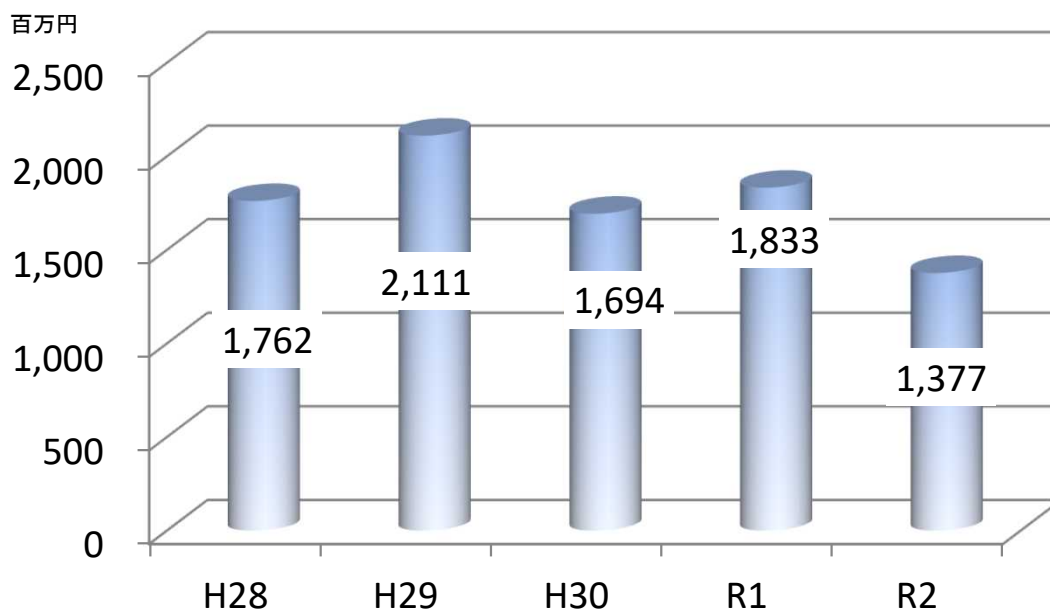
○船用工業事業者数（令和4年4月1日現在）

船用内燃 機関修理 21	船用補助 機械製造 4	軸系及び プロペラ修理 1	航海用機器 類修理 2	ぎ装品 製造 4	ぎ装品 修理 2	部分 品・付 属品 製造 1
--------------------	-------------------	---------------------	-------------------	----------------	----------------	----------------------------

※ 長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

○船用工業生産高の推移

(単位:百万円、年)



※各数値には長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

船舶登録の概況

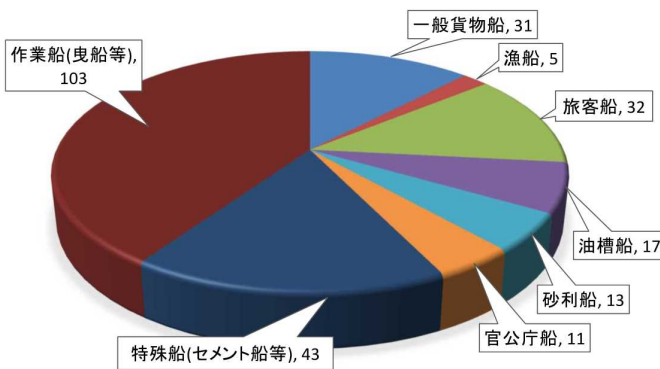
船舶担当

令和4年12月31日現在、福岡県内(市及び町)に船籍港を定める船舶の隻数は255隻、合計トン数は502,585.43トンである。用途別の隻数は、作業船(曳船等)が103隻と最も多く、次に特殊船(セメント船等)43隻、旅客船32隻、一般貨物船31隻、油槽船17隻、砂利船13隻、官庁船11隻、漁船5隻となっている。

また、トン数階層別の隻数では、100トン以上1000トン未満が158隻と最も多く、次に20トン以上100トン未満59隻、1000トン以上10000トン未満28隻、10000トン以上10隻となっている。

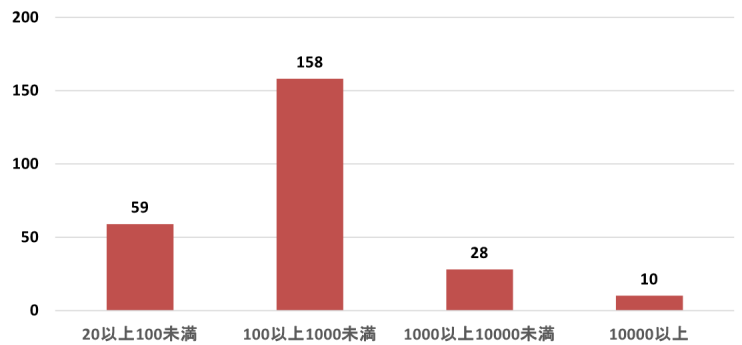
福岡県の特徴として、博多地区は旅客船、若松地区はセメント専用船、門司地区は曳船が多く在籍している。

用途別在籍船舶隻数



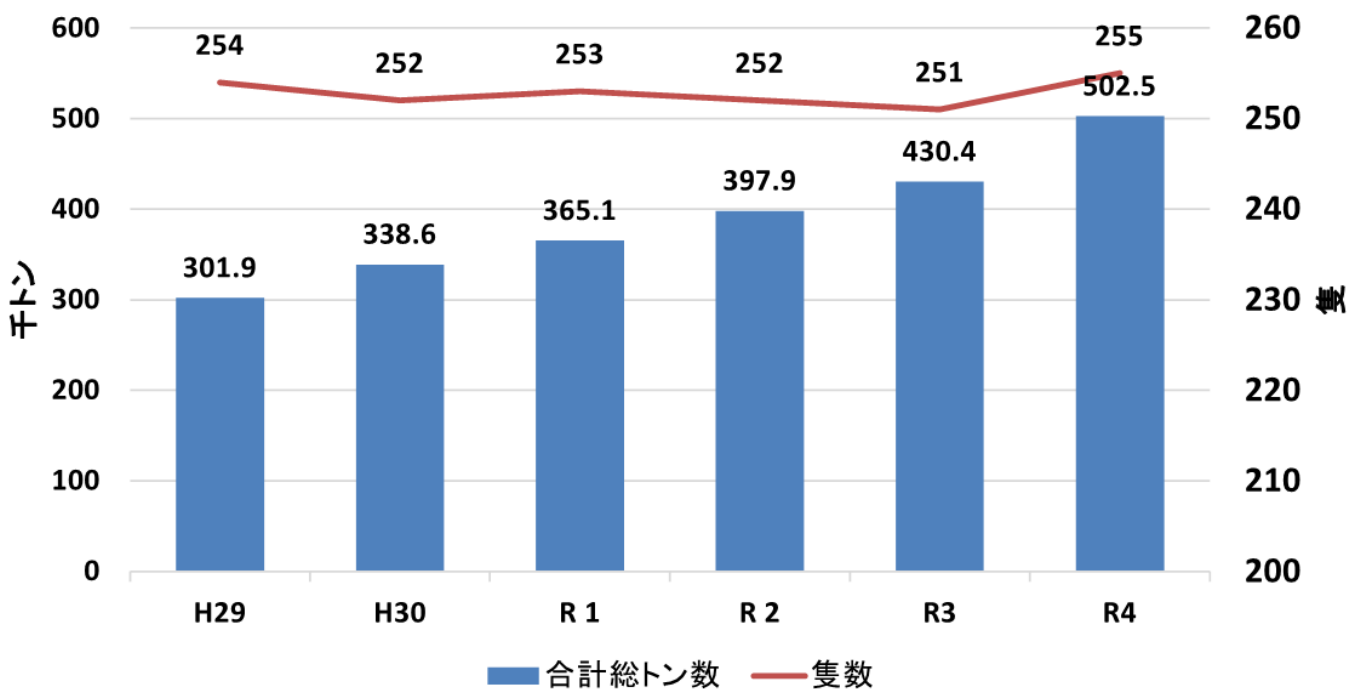
令和4年12月31日現在

トン数階層別在籍船舶隻数



令和4年12月31日現在

在籍船舶の推移



各年12月31日現在

福岡県内には、福岡競走場、芦屋競走場、若松競走場の3場があり、直営の場外発売場は10ヶ所である。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本場及び場外発売場は厳しい状況であったが、SG競走の開催及び電話投票の飛躍的な売上げ上昇により、売上額、利用者数は前年度を大幅に上回った。各競走場の概要と売上額等の推移は下表のとおりである。

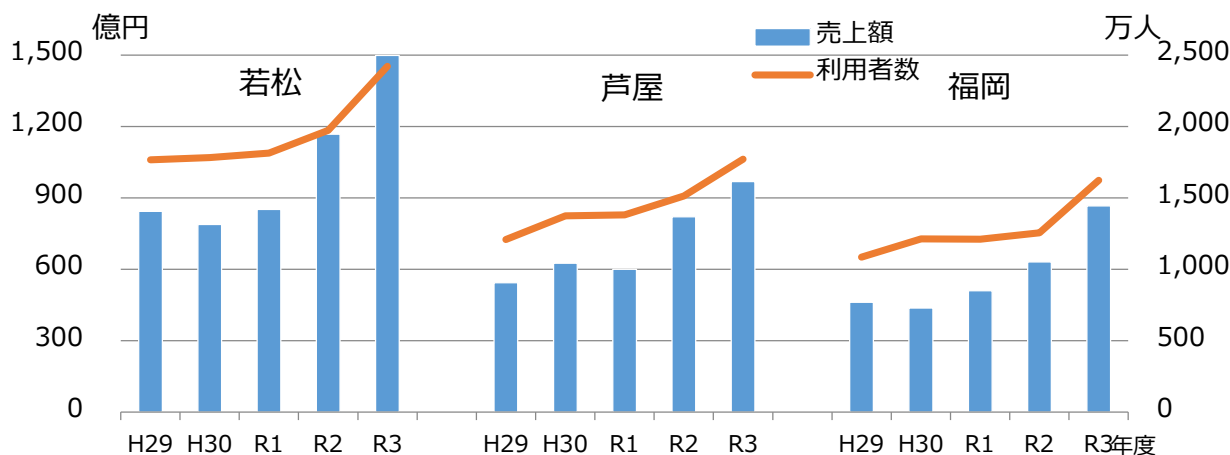
1. 競走場の概要

令和4年4月1日現在

競走場名	施行者名	R3年度開催日数	施行者指定年月日	場外発売場
福岡競走場	福岡市	168	昭和28年8月13日	
	福岡都市圏広域行政事業組合	24	※平成元年4月1日	
芦屋競走場	芦屋町	198	昭和27年10月18日	ポートピア勝山 ポートピア高城 ポートピア金峰 ミニポートピア天文館 ミニポートピア日向 ミニポートピア嘉麻 ミニポートピア宮崎 オラレ日南 ポートレースチケットショップ加治木 ミニポートピア北九州メディアドーム
若松競走場	北九州市	172	昭和28年10月18日	ミニポートピア北九州メディアドーム
	中間市行橋市競艇組合	24	※昭和44年4月1日	

※初回指定年月日で、期限付きで指定を受けている。

2. 競走場の売上額及び利用者数の推移



(単位: 売上額 百万円、利用者数 千人)

年度		平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
競走場	若松	売上額 84,364	78,888	85,118	116,776	149,841
	利用者数	17,673	17,828	18,147	19,732	24,225
芦屋	売上額	54,343	62,617	59,364	82,017	96,899
	利用者数	12,098	13,740	13,806	15,137	17,705
福岡	売上額	46,122	43,733	51,043	63,075	86,700
	利用者数	10,858	12,137	12,112	12,555	16,226
県内計	売上額	184,829	185,238	196,145	261,868	333,440
	利用者数	40,629	43,705	44,064	47,424	58,156
全国計	売上額	1,237,881	1,372,793	1,543,492	2,095,142	2,392,621
	利用者数	292,215	329,950	349,494	378,217	436,827

資料: 一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会

※利用者数は、競走場入場者数に、外向発売・電話投票・場外発売の各利用者数を加えた数である。

船舶検査業務の概況

船舶検査官

船舶の航行中に海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染等多大な影響を社会に及ぼすことになる。このため、船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するための必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等で確認している。

検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり、合格したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

船員関係業務の概況

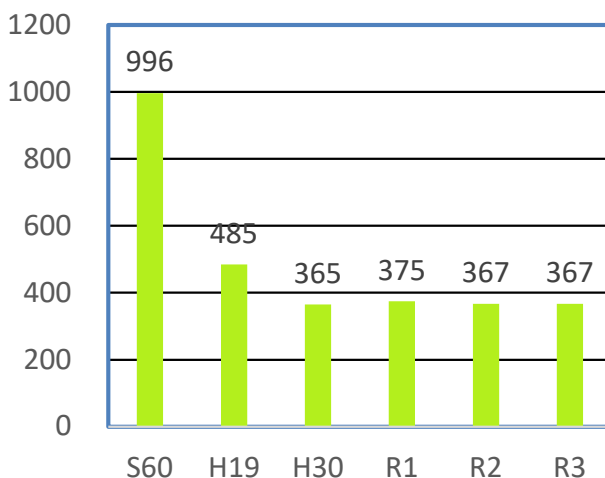
船員担当

令和3年10月1日現在における県内の船員法適用船舶所有者は367事業者、船舶数は672隻、船員数は2,837人である。（予備船員は除く）

また、船員の船種別構成については、汽船船員が41.8%、漁船船員が15.4%、その他の船員が42.8%となっている。（その他とは官庁船、引き船、作業船等をいう。）

1. 船員法適用船舶所有事業者の推移

（各年10月1日現在）



2. 福岡県内船員等の推移

（各年10月1日現在）

単位：人

	S60	H19	H30	R1	R2	R3
汽船	2,408	1,456	1,213	1,270	1,178	1,187
漁船	3,958	616	477	553	434	436
その他	1,465	1,137	1,114	1,055	1,195	1,214
計	7,831	3,209	2,804	2,878	2,807	2,837
船舶隻数	1,609	839	740	680	666	672

一部長崎県（壱岐・対馬）を含む

3. 福岡県内の船員法に基づく各種資格認定等の推移（証印関係分）

年度

	H29	H30	R1	R2	R3
航海当直部員	143	187	189	136	142
タンカー危険物取扱責任者	88	72	105	99	115
RORO旅客船の要件確認	27	93	19	12	15
計	258	352	313	247	272

船員災害・疾病発生状況の推移(船種別・職種別)

- ・ 県内の令和2年度における船員災害疾病発生件数は、下表のとおりであり、これは3日以上の休業を要した災害と疾病について集計したものである。
- ・ 実数でみると災害は21人、疾病は18人であった。千人率でみると災害は7.5、疾病は6であった。
(千人率とは船員1,000人あたりの年間発生率、その他とは官公庁船、引き船、作業船等をいう。)

1. 災害発生状況の推移

単位: 人

年度

	H28		H29		H30		R1		R2	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	11	8.3	14	10.2	14	11.5	10	7.9	14	11.9
漁船	2	3.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.3
その他	4	3.5	6	5.5	2	1.8	6	5.7	6	5.0
計	17	5.7	20	6.7	16	5.7	16	5.6	21	7.5

2. 疾病発生状況の推移

単位: 人

年度

	H28		H29		H30		R1		R2	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	17	12.8	12	8.8	17	14.0	12	9.4	16	13.6
漁船	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	7	6.2	11	10.0	4	3.6	5	4.7	2	1.7
計	24	8.1	23	7.7	21	7.5	17	5.9	18	6.4

3. 船員災害・疾病発生状況合計の推移

単位: 人

年度

	H28		H29		H30		R1		R2	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	28	21.1	26	19.0	31	25.6	22	17.3	30	25.5
漁船	2	3.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.3
その他	11	9.7	17	15.5	6	5.4	11	10.4	8	6.7
計	41	13.8	43	14.4	37	13.2	33	11.5	39	13.9

一部長崎県(壱岐・対馬)を含む

海技資格及び水先関係業務の概況

船員担当

1. 海技士免許取扱件数の推移

単位:件

年度

	H29	H30	R1	R2	R3
免許	684	669	601	537	574
更新	588	397	661	698	656
再交付	96	55	91	82	68
訂正	41	28	45	31	50
限定解除	208	88	226	194	214

2. 小型船舶操縦免許取扱件数の推移

単位:件

年度

	H29	H30	R1	R2	R3
免許	4,920	5,510	6,017	8,242	8,304
更新	11,845	9,523	11,652	10,547	10,519
再交付	1,736	1,447	1,886	2,156	2,084
訂正	91	54	79	113	138

3. 水先法航海実歴認定件数の推移

単位:件

年度

	H29	H30	R1	R2	R3
認定件数	41	31	37	30	33

船員職業安定関係業務の概況

船員担当

県内における職業紹介実績の推移は下表のとおりで、令和3年度は、新規求人数及び成立数は増加し、新規求職数は減少した。

また、県内における船員失業保険金支給実績の推移は下表のとおりである。

1. 船員職業紹介実績の推移

年度

	H29	H30	R1	R2	R3
求人申込数	558	567	696	728	829
求職申込数	300	268	313	305	275
成立	61	45	48	60	68

2. 船員失業保険金支給実績の推移

年度

	H29	H30	R1	R2	R3
支給金額(10万円)	73.8	107.7	12.4	119.9	176.5
受給者実数(人)	47	69	85	79	99
支給件数(件)	50	83	100	92	122
年度末受給者数	2	4	4	7	6

運航労務監理官とは、船舶運航事業における安全の確保を目的として設置されている執行官であり、次の4つの業務を行っている。

- ① 船員法関係法令に基づき船員の労働条件・労働環境の保護を目的とする船舶及び事業場監査業務
- ② 海上運送法・内航海運業法に基づく船舶の安全運航の確保を目的とする運航監理業務、船舶運航事業者を対象とした運航安全管理研修会の実施及び運輸安全マネジメント評価の実施
- ③ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく船舶乗組員に必要とされる海技資格を確認する立入検査業務
- ④ 船員職業安定法に基づく船員派遣事業の適正な運営の確保を目的とする立入検査業務

なお、福岡県内では、九州運輸局に11人、福岡運輸支局（門司港庁舎）に2人、若松海事事務所に2人計3ヶ所15人の運航労務監理官が配置されている。

船舶（事業場）監査状況の推移（福岡県）

1. 船舶（事業場）・船員の監査数の推移

	年度				
	H29	H30	R1	R2	R3
監査延日数（日）	450	464	444	270	135
監査船員数（人）	1,189	1,418	1,382	1,069	919
監査船舶数（隻）	223	237	221	184	132

2. 船舶（事業場）・船員の違反件数等の推移

	年度				
	H29	H30	R1	R2	R3
違反船舶数（隻）	14	9	3	8	6
違反件数（件）	19	12	4	9	7
勧告船舶数（隻）	11	6	8	2	1
勧告件数（件）	17	7	8	3	4

船舶は、船舶及び人命の安全、また海洋環境保護を目的として締結された国際条約に基づく規則を満足しなければならず、船籍国はこれら規則を遵守させる責任がある。しかし、船籍国の中には十分な船舶検査制度及び船員資格要件を確立していない国もある。1970年代に増加した、税金及び船員の賃金等の運航コスト削減のため第三国に船籍を置く便宜置籍船の船籍国の多くは、前述した責任を十分に果たしていない国々であり、これが条約基準を満たさない船舶（「サブスタンダード船」と呼ぶ）の増加の最大の要因となった。これら船籍国の責任を補完するため、国際海事機関により寄港国による外国船舶の検査（「Port State Control = PSC」と呼ぶ）が制定された。

外国船舶監督官は、これらサブスタンダード船の排除を目的として船舶へ訪船し、船体構造、航海・安全設備、海洋汚染防止設備並びに船員資格等の検査を実施している。検査において発見された欠陥については、船長に対し適切な措置を行うよう是正指導を行っている。また、海難船舶に対しては、次の航海の安全と海洋環境の保全を目的として検査を実施している。

福岡県では、九州運輸局（本局）に外国船舶監督官6名及び福岡運輸支局（門司港庁舎）に外国船舶監督官3名が配置されている。

また、若松海事事務所には外国船舶監督官が未配置であるため、運航労務監理官2名が外国船舶監督業務を担当している。

PSC実施隻数・欠陥隻数の推移

	年度				
	H29	H30	R1	R2	R3
PSC実施隻数	327	335	346	166	183
欠陥隻数	237	238	242	81	95



船内巡視(救助艇)



船内巡視(ハッチカバー)

自動車技術総合機構は、国土交通省所管の独立行政法人で福岡県内に4箇所の事務所があります。

平成14年7月に国が普通自動車の検査業務(いわゆる「車検」)を切り離し、保安基準適合性審査業務を自動車検査法人に移管して行う事とされたため発足しました。

平成28年4月1日より「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成27年法律第44号平成27年6月24日公布)に基づき、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合し、併せて国が行う登録基準の適合性審査に係る確認調査業務を移管して行うこととされ、自動車技術総合機構が設立されました。

車検場の検査業務では、検査の高度化により検査データの電子化を行い、そのデータの分析を通じて検査方法の改善を図ることを推進しており、また、検査後の不正二次架装や自動車検査票の改ざん等の不正受検の防止をするため、新規検査の際に、自動車の寸法測定に合わせて車体の架装状態の画像データが取得可能な三次元測定器を使用した検査を運用しています。

車検場での検査業務以外にも、社会的要請の高い街頭での検査を実施し、実際走行している車両の基準適合性の確保を図ります。検査業務を通して、安全で環境にやさしい車社会を守る役割を果たしています。

また、カー用品ショップ等で不正改造防止のための啓発活動を行っています。

自動車の登録確認調査業務(申請書類の事前確認業務等)

自動車の登録に関する申請書について、国から依頼を受けて自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行っています。



自動車検査の主な種類

検査の種類	内 容	主に使用する検査コース
 新規検査	新たに自動車を使用するときに受ける検査 (道路運送車両法第59条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	● 保安コース ● 計測コース
 継続検査	自動車検査証の有効期間を更新するときに受ける検査 (同法第62条)	● 保安コース
 構造等変更検査	自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量等に変更が生じるような改造をしたときに受ける検査 (同法第67条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	● 保安コース ● 計測コース
 街頭検査	整備不良車や不正改造車等の排除のため路上等において行われる検査 (同法第100条)	—

自動車検査における自動車技術総合機構の役割

自動車技術総合機構は、道路運送車両法に基づき、自動車検査のうち、保安基準適合性審査を担っています

自動車検査の流れと業務の分担



各事務所車検場での検査

検査場における検査

検査コースにおいて、検査官が最新の機器を使用し、1台1台の自動車効率よく検査します。

保安コース

自動車の安全性能、排気ガス低減性能の確認を行います。
(新規検査、継続検査、構造等変更検査等)

検査コースにおける 検査機器の配置と 主な検査項目

※※由緒により、機懸等の記置が異なる場合があります。

ITを利用した新たな取り組み①

審査情報の
電子化
及び活用

自動半検査票渡り等による不正受検の防止やリコールにつながる車両不具合内容の抽出等の活用のため審査情報の電子化を進めています。

ITを利用した新たな取り組み ③

 OBD 検査業務の開始に向けた準備

自動運転技術等に行われる電子制御装置に対応した自動車検査法の導入に向け、必要な準備を進めます。

街頭検査

路上等において検査官が検査を行います。

整備不良車や不正改造車に対しては、国土交通省の担当官が整備命令の発令等を行います。

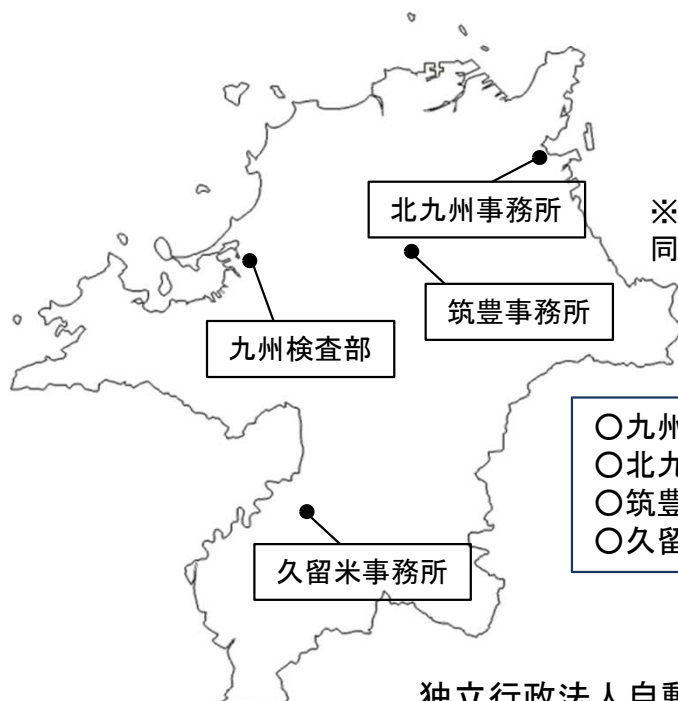


不正改造車の使用等が多いと想定される地域での特別街頭検査を実施

カスタムカーショーの会場周辺や「初日の出暴走」など、不正改造車が多いと想定される地域において、不正改造車を排除するための特別街頭検査を実施しています。



福岡4事務所の位置及び住所



※福岡運輸支局(本庁舎)及び県内の自動車検査登録事務所と同一場所に所在しています。

- 九州検査部 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10-40
- 北九州事務所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曾根4-1
- 筑豊事務所 〒820-0115 飯塚市仁保23-29
- 久留米事務所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290

独立行政法人自動車技術総合機構ホームページ

<http://www.naltec.go.jp/>

福岡運輸支局等の沿革

- 昭和22年3月 (福岡自動車事務所)
臨時物資需給調整法に基づく事務を処理するため、運輸省告示第71号によって、各都道府県庁所在地に自動車事務所を設置。
同年5月、自動車交通事業法に関する事務が都道府県により移管され、自動車行政事務を行う。
福岡自動車事務所を国鉄吉塚駅構内に設置。
- 昭和23年1月 (福岡道路運送法監理事務所)
道路運送法の施行に伴い、従来の自動車事務所を廃止。
各県庁所在地に道路運送管理事務所を設置し、運輸省の地方出先機関として陸運行政を行う。
- 昭和24年8月 (福岡陸運局福岡分室)
運輸省設置法の制定に伴い、運輸省令第42号により、道路運送監理事務所を廃止し、福岡陸運局福岡分室となる。
- 昭和24年11月 (福岡県陸運事務所)
昭和24年8月1日、陸運局分室を廃止し地方自治法付則第4項により、陸運事務所を設置。
- 昭和40年5月 (北九州支所の開設)
北九州市小倉南区北方に北九州支所を開設し、5市4郡を管轄区域とし業務を開始。
- 昭和43年3月 福岡市東区千早に移転。
- 昭和51年4月 北九州支所の庁舎・車検場を「小倉南区新曽根」に移転。
- 昭和54年2月 (久留米支所の開設)
久留米市上津町に久留米支所を開設し8市7郡を管轄区域として業務を開始。
- 昭和59年7月 (九州運輸局発足)
福岡陸運局と九州海運局を統合し、九州運輸局発足。
- 昭和60年4月 (陸運支局及び自動車検査登録事務所)
道路運送法等の一部を改正することにより陸運事務所・支所は陸運支局及び自動車検査登録事務所となり、運輸省直轄となる。
- 昭和60年10月 (筑豊自動車検査登録事務所の開設)
嘉穂郡庄内町(現 飯塚市)に筑豊自動車検査登録事務所を開設し、4市3郡を管轄区域として業務を開始。
- 平成13年1月 (国土交通省発足)
中央省庁再編により、運輸省は北海道開発庁、国土庁、建設省と統合し、「国土交通省」となった。
- 平成14年7月 (福岡運輸支局発足)
福岡陸運支局と福岡海運支局を統合し、福岡運輸支局発足。
また、「検査部門」が「自動車検査独立行政法人九州検査部」へ移行した。
- 平成18年7月 (スタッフ制への移行)
組織改正により、全ての課がスタッフ制へと移行した。

福岡運輸支局（門司港庁舎）の沿革

昭和18年11月	官制改正により運輸通信省が新設され「門司海務局」の業務に税関業務を併合して「門司海運局」と改称し、博多支局及び博多支局博多港駅出張所、福岡飛行場出張所を開設。
昭和19年6月	博多支局を福岡支局と改称。
昭和20年5月	官制改正により運輸通信省は、運輸省と通信省に分離。
昭和20年6月	官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称された。
昭和21年2月	福岡飛行場出張所を廃止。
昭和21年6月	官制改正により税関業務を大蔵省へ移管。 福岡支局博多港駅出張所を廃止。
昭和22年4月	官制改正により海港検疫業務を厚生省に、動物検疫及び植物検疫業務を農林省に移管。
昭和23年5月	官制改正により船舶職員試験、港則法関係業務を海上保安庁に移管。
昭和24年1月	官制改正により船舶検査関係事務を海上保安庁へ移管。
昭和24年6月	運輸省設置法及び海運支局等組織規定を公布。
昭和26年6月	厳原支局（昭和18年11月設置）を出張所に降格、福岡支局の管轄下となり、厳原支局芦辺出張所も福岡支局芦辺出張所となる。
昭和27年8月	運輸省設置法を一部改正。船舶安全法、船舶職員法関係業務を海上保安庁から移管、公共船員職業安定所は海運局内部機構となり、名称を船員職業安定所と改称。福岡支局に船員職業安定所を設置。
昭和31年1月	福岡支局芦辺出張所を福岡支局壱岐出張所と改称。
昭和39年6月	船員労務官制度が組織化され、福岡支局に専任の船員労務官を配置。
昭和41年4月	福岡港湾合同庁舎竣工、石城町より移転。
昭和46年4月	厳原出張所、壱岐出張所を廃止。
昭和59年7月	運輸省設置法の一部改正により、地方海運局と地方陸運局を統合し地方運輸局を設置。「九州海運局福岡支局」を「九州運輸局福岡海運支局」と改称。
平成9年4月	外国船舶監督官制度が創設され、福岡海運支局に外国船舶監督官を設置。
平成13年1月	中央省庁再編により、運輸省が「国土交通省」となる。
平成14年7月	地方運輸局の組織再編により、「福岡陸運支局」と「福岡海運支局」を統合し、「福岡運輸支局」を設置。
平成15年4月	三池海事事務所が廃止され、同事務所が管轄していた福岡県に係る区域が管轄区域に追加。
平成16年3月	福岡港湾合同庁舎移転竣工、沖浜町1－22より移転。
平成18年7月	「課」制を廃止して「スタッフ」制を導入。
平成18年8月	支局沖浜庁舎を閉庁して門司港庁舎を開設。

若松海事事務所の沿革

昭和10年9月	熊本通信局海事部若松出張所が開設された。
昭和16年2月	官制制定に伴い、門司海務局が設置され、門司海務局若松支局となり船舶・船員・港務及び検疫関係事務が移管された。
昭和18年11月	官制改正により、門司海務局に門司税関が合併、門司海運局と改称され、同時に本局直轄の出張所となった。
昭和20年2月	門司海運局若松出張所が門司海運局洞海湾部と改称された。
昭和20年6月	官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称された。
昭和20年11月	九州海運局洞海湾部は廃止され、本局直轄若松出張所となった。
昭和21年6月	若松支局に昇格した。
昭和23年5月	官制改正により、港則法、船舶職員法関係事務を海上保安庁に移管され。
昭和23年12月	船員職業安定法施行に伴い、若松公共船員職業安定所が開設され、事務所が若松支局内に置かれた。
昭和24年1月	官制改正により、船舶安全法関係事務が海上保安庁に移管された。
昭和24年4月	八幡市、戸畑市にそれぞれ分室が設置された。
昭和24年6月	八幡分室が出張所に昇格(本局直轄)した。
昭和26年6月	八幡出張所(本局直轄)は若松支局八幡出張所となった。
昭和27年8月	運輸省設置法の一部改正により、海上保安庁所掌業務のうち船舶安全法関係事務及び船舶職員法関係業務が移管された。 また、若松公共船員職業安定所は、内部機構となり若松支局船員職業安定所と改称した。
昭和31年1月	戸畑分室が出張所に昇格した。
昭和37年1月	戸畑新港分室が設置された。
昭和39年6月	船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官が配置された。
昭和46年4月	運輸省設置法の一部改正により、戸畑・八幡の各出張所を廃止、九州海運局長通達により、戸畑新港分室が廃止された。
昭和59年7月	運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州運輸局若松海運支局と改称された。
平成13年1月	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の規定により国土交通省となった。
平成14年7月	国土交通省設置法の一部を改正する法律等により、九州運輸局若松海運支局は九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所となった。
平成18年7月	運輸支局等において、課制を改めスタッフ制が導入された。

福岡運輸支局等の主な業務内容

福岡運輸支局(本庁舎)

企画調整部門

運輸支局の所掌事務に関する企画・立案・調整事務。
地域公共交通の確保・維持・改善に関すること。

総務企画部門

総務、人事、会計に関すること。
倉庫業に関すること。
防災・危機管理に関すること。

輸送部門

自動車運送事業に関すること。

監査部門

自動車運送事業の指導及び業務監査の実施。

検査整備保安部門

自動車の整備事業の指導監督、環境対策、運送事業の安全対策、リコール対策、
街頭検査に関すること。

登録部門

自動車の登録に関する事務、自動車の統計に関すること。

福岡運輸支局(門司港庁舎)

運航部門

旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許
並びに海事代理士に関すること。
倉庫業に関すること。

船舶部門

船舶の登録、測度及び検査に関すること。
造船及び船用工業に関すること。
モーターボート競走に関すること。

船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。
航行報告、水先に関すること。

運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。

船舶検査官

船舶の検査及びISM等の審査に関すること。

外国船舶監督官

外国船舶の監督に関すること。

北九州、久留米、筑豊 自動車検査登録事務所

自動車の検査・登録事務に関すること。

若松海事事務所

監理・運航部門

旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許
並びに海事代理士に関すること。
倉庫業に関すること。
船舶の登録、測度及び検査に関すること。
造船及び船用工業に関すること。
モーターボート競走に関すること。

船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。
航行報告、水先に関すること。

運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。
外国船舶監督のうち船員に関すること。

管轄区域

福岡運輸支局(本庁舎)

輸送関係業務・監査関係業務・整備関係業務	福岡県内一円
倉庫関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、小郡市、朝倉市、久留米市、うきは市、八女市、筑後市、大川市、柳川市、大牟田市、みやま市、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡及び長崎県のうち対馬市、壱岐市
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、糟屋郡

福岡運輸支局(門司港庁舎)

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、京都郡、築上郡、田川郡、嘉穂郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、田川市、京都郡、築上郡、田川郡

北九州自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
-------------------	-------------------------------------

久留米自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡
-------------------	--

筑豊自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
-------------------	--

若松海事事務所

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、宗像市、福津市、飯塚市、嘉麻市、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡



九州運輸局福岡運輸支局(本庁舎)

住 所 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10番40号
電 話 総務企画部門 092(673)1190 輸送部門 092(673)1191
監査部門 092(673)1195 整備部門 092(673)1196
登録コールセンター 050(5540)2078

九州運輸局福岡運輸支局(門司港庁舎)

住 所 〒801-8585 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎6階
電 話 代表 093(322)2700

九州運輸局福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所

住 所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曾根4番1号
電 話 登録コールセンター 050(5540)2079

九州運輸局福岡運輸支局 筑豊自動車検査登録事務所

住 所 〒820-0115 飯塚市仁保23番39号
電 話 登録・検査コールセンター 050(5540)2080

九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所

住 所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290
電 話 登録コールセンター 050(5540)2081 検査関係 0942(21)9291

九州運輸局福岡運輸支局 若松海事事務所

住 所 〒808-0034 北九州市若松区本町1丁目14番12号 若松港湾合同庁舎
電 話 代表 093(751)8111